

3月17日

○議長（湯之原一郎君） これから本日の会議を開きます。

（午前9時00分開議）

○議長（湯之原一郎君） 本日の日程は、配付しています議事日程のとおりであります。

○議長（湯之原一郎君） 日程第1、一般質問を続けます。

まず、21番、湯元秀誠議員の発言を許します。

○21番（湯元秀誠君） 登壇

おはようございます。今回は質問事項を2点ほど出しておりましたけども、けさほど答弁書をいただきまして、若干、答弁が私が意図するところとかみ合っていないところもございますが、今から逐次質問を行ってまいりたいと思います。

質問事項の1、暮らしやすいまちに防犯カメラの設置をというテーマでございます。

近年、非道卑劣な犯罪が県内外問わず頻発しております。和歌山県で小学5年生が近所の男性に刃物で殺害される事件、川崎市の多摩川河川敷で中学1年生の男子の殺人死体遺棄事件など、連日のように報道がなされております。

命の尊さを学ぶことや、身近な人の生涯の別れに接する体験のない人たちは、国外の紛争、内乱、テロ行為の無残な光景のネット映像など日常化した今の情報社会では、人の心身を尊厳する心が育まれていないのではないかと感じるこのごろでございます。

日本一暮らしやすいまちを目指す始良市は、このような凶悪な事件など起きない、起こさない、安心して暮らせるまちづくりが求められております。

以前の一般質問で、広域的に市内の主要道に監視カメラの設置を問いましたが、抑止力になるとの答弁でございました。

そこで、次の質問を行います。

1、商店街まちづくり事業で加治木港町の商店街には防犯カメラの設置がなされましたが、市内には公共性のある防犯カメラ（監視カメラ）はどこに何か所、何台設置してあるのかお伺いいたします。また、その機能、システムはどうなっているのか、また、活用での成果の例があるか伺います。

2点目、市内でも近年において殺人事件が起き、強盗、空き巣狙い等が頻発していますが、犯罪者は身近なところから市外の者まで広域化し、その犯罪はモータリゼーションの発達などでスピード化し、多様化しております。

始良警察署管内の犯罪件数、検挙数、主な未解決案件の把握はなされているのか内容をお示してください。また、始良市の諸条件による特質性はないか。

3点目、事件解決には情報の取得が不可欠でございます。隣接の霧島市では、昨年12月に商店街まちづくり事業で17台の防犯カメラの設置がなされ、伊佐市では今年度、主な交差点6か所に設置する予算上程の記事が掲載されておりました。

防犯カメラ設置の国の補助金、交付金等の事業はどのようなものがあるか、その事業導入、市単独による取り組みで、市を広域的にカバーする主要道や通学路、交差点などへのカメラ設置はできない

か。また、設置を年次計画のもとに進めるとすれば、市内に何か所、期間、総予算はどれほど見込むか。

4点目、始良警察署との防犯などの協議では、カメラ設置の検討の情報交換等はなされているのか問います。

5点目、台湾のトランスアジア航空機の墜落では、最初は映画のアクションシーンかと錯覚をいたしました。一般の乗用車に搭載されたドライブレコーダーの映像であり、専門家は事故検証、解明に大きく貢献すると述べておられました。

ほかの議員の質問でもありましたが、公用車にドライブレコーダー設置の質問がありました。始良市の消防署の緊急車両や災害発生時の現場車両に搭載し、対策判断、災害検証などの通信網としてPTZカメラ（全方位撮影カメラ）の導入は図れないか。

質問事項の2点目、小規模集落の現況と今後の対策は。

市内の山間部において、人口の減少による集落機能不全地域として危惧されてきた集落が、現実味を伴い消滅の危機に瀕しております。このような現状は日本全国の自治体で起き、抱えている問題ですが、始良市では議論や対策は今日まで講じられていないのが現状であります。

質問要旨の1、過疎地、限界集落、小規模集落の定義を市はどのように捉えているのか、また、近年の小規模集落の現況（集落数や形態）をどう捉えているのか。

要旨の2、集落の住居者ゼロが現実化することは、山は荒れ、農地は耕作放棄地から非農地へと変貌し鳥獣の生息の拡大につながる、また、そこの人々の暮らしの歴史も消滅してまいります。小規模集落のほとんどの田畑は基盤整備もなされず、棚田が多い。面積も5から10haほどであります。

今、わずかながらの集落民の方々の声があればそれを汲み、森、棚田の公益的機能（山から海に至るまでの水源涵養・表土保全など）を守ることや、市民の連帯や郷土愛を醸成する場として、消滅の危機にある集落の再生の研究、企画提案など、集落民を中心にプロデュースできる場を設けてはどうか。

要旨3、完備された市民農園を行政でもできる始良市でございます。小規模集落、棚田の再生事業を地元業者や市民から参加を募り、集落支援（集落市民応援隊・オーナー制）体制づくりに取り組む考えはないか伺います。

また、その取り組みが名所づくりにつながり、交流人口をふやす政策となり、官民一体となるフロンティア機運が生まれると思われまます。考えを伺います。

要旨の4、今年度から校区コミュニティ協議会が始動します。都市部型の校区と山間部の校区では、地域の取組み、暮らし、自然条件、住民意識が異なります。校区ごとに行政主導で進められる協議会にあって、集落を統廃合、集落編成に補助金の対応で推進してきましたが、山間部ではどのような具体的に抱える課題があったのか。その編成で改善、解決、成果はどのような事項があったのか。農政、福祉など行政全般の観点から、校区の分析、検証をして、暮らしやすい校区コミュニティの協議にすべきと考えますが、今後の協議会の進め方を問います。

あとは、一般質問席から行います。

○市長（笹山義弘君） 登壇

湯元議員のご質問にお答えいたします。

1問目の、暮らしやすいまちに防犯カメラの設置についての1点目のご質問にお答えいたします。

本市の公共性のある防犯カメラの設置状況については、現在、加治木町港町の浜通り線や総合運動公園などに45台を設置しております。防犯カメラの機能やシステムについては、24時間365日、昼夜間での撮影が可能となっております。

また、市内のコンビニエンスストアや銀行などの金融機関などにも防犯カメラが設置されており、さらに国土交通省や国道10号線白浜地区の交通渋滞調査のため、監視カメラを設置していることを確認しております。

活用での成果の例であります、浜通り線に居住する方々や始良警察署などに確認しましたところ、防犯カメラ設置後はけんかなどのトラブルもなく、犯罪の抑止力効果があらわれているのではないかとのことです。

2点目のご質問についてお答えいたします。

始良警察署管内における犯罪件数等を確認しましたところ、平成26年中の犯罪件数は331件で、うち検挙数は119件とのことであり、主な未解決事件については万引きや自転車盗難とのことでありす。

本市の諸条件による特質性については、鹿児島市や霧島市などの都市部に隣接し、交通の便もよいことから、犯罪者が車両等を用いて移動しつつ犯罪を行う事件が多いのではないかと考えております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

防犯カメラ設置に係る国の補助金、交付金等の事業については、現在まで、霧島市内などで商店街まちづくり事業の一環として商店街に防犯カメラを設置しており、設置費用の3分の2は国の補助金によるものでありますが、当該補助金は昨年8月に終了しております。

防犯カメラの設置については、犯罪の抑止力強化が十分に期待できることから、市といたしましては、まず自転車盗が多発する駅の駐輪場等での設置に向けて、設置箇所、時期、予算などについて検討してまいります。

4点目のご質問についてお答えいたします。

防犯カメラ設置に向けた始良警察署との協議は、防犯に対する情報交換を随時行っており、その中で警察署からは、設置箇所については、市が自転車盗が発生しているJR帖佐駅などの駐輪場等に設置することを望んでおります。

5点目のご質問についてお答えいたします。

現在、消防車両等のドライブレコーダーについては、今月導入する蒲生分遣所の消防車両には搭載されております。消防車両に搭載する災害現場撮影カメラについては、現場の状況をリアルタイムに把握できることから、対策判断、災害検証等に有効であると考えております。

また、本年4月から稼働する消防通信システムについてもデジタル化されることから、あらゆる通信方法にも対応でき、投影設備についても整備されております。

今後は災害現場における撮影の方法や通信方法について、先進地の状況等を参考にしながら検討してまいります。

次に、2問目の小規模集落の現況と今後の対策はについての1点目のご質問にお答えいたします。

本市におきましては、過疎地、限界集落、小規模集落の定義づけをしているわけではありませんが、一般的には、人口の著しい減少とともに住民の半数以上が65歳以上の高齢者となり、地域社会における活力が低下し、集落内の清掃作業や冠婚葬祭など、社会的共同生活の維持が困難になっている集落のことであると認識しております。

市内の323自治会のうち、19世帯以下の自治会は75自治会で全体の23.2%、9世帯以下の自治会は22自治会で6.8%となっております。この全てが集落機能不全ということではなく、活動が活発な自治会もありますが、中山間地域では、維持・存続が危ぶまれる集落も多く、防犯、防災、担い手不足、空き家、耕作放棄地、鳥獣被害などが大きな問題となっております。

これらの問題を解決していくには、集落と行政だけで、その解決の道筋をつけることは限界があり容易ではありません。そのため、新たな受け皿として、地域の事業所やNPO法人などを含めた地域コミュニティの力に期待感が高まっております。地域コミュニティの最も基礎的な組織である自治会などの活動を通して、地域に住み、地域を知る人たちにより、自助、共助、公助を基本として、市民との協働のまちづくりに取り組んでいくこととしております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

小規模集落の問題については本市だけではなく、日本全国の自治体で共通する問題であると認識しております。

市といたしましては、これまでもサポーター養成塾、企画提案型まちづくり助成事業及びふるさと学寮や世代間交流事業などの郷土愛を育む教育など、各部署におきましてさまざまな地域振興施策を講じてまいりました。

現在は、地域の活性化等の基礎になる地域組織の変革として、校区コミュニティ協議会設立に向けて取り組んでおります。まずは地域組織を強固なものとし、今後、コミュニティビジネスや地域の担い手となる人材の育成、地域主導の企画提案型イベントや事業などに対する取組みを、地域の方々の声をお聞きしながらコミュニティ協議会を核に取り込んでいきたいと考えております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

中山間地域におきましては、農地が多面的機能として社会的に重要な価値を有していることから、耕作放棄地の防止策として、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金事業等を活用し、農地、水路、農道などの維持管理を共同で取り組む活動に対して支援しているところであります。地域が取り組む棚田のオーナー制度等については、その手法も含め、支援してまいりたいと考えております。

4点目のご質問についてお答えいたします。

さきの小山田議員のご質問にもお答えしましたとおり、校区コミュニティ協議会の設立については、決して市が、一斉・一律に立ち上げを強要しているものではなく、住民や地域団体の皆様が主体となり、十分に話し合いをし、ご理解いただきながら進めているものであり、校区により、その進め方もスピードも異なります。

また、自治会合併についても、各自治会で戸数も少なくなり、高齢化も進み、役員の引き受け手も固定、恒常化しており、自治会内の清掃作業などの地域活動もままならない状態であることなどから、それらの課題の改善の手だてとして、自主的な自治会合併が行われたところであります。

また、市内17校区で、都市部の校区や山間地の校区と、それぞれ、これまでの歴史的経緯や地域の特性があり、また地理的距離や人口規模も大きく異なり、抱える問題、課題もさまざまであります。

したがって、現在、校区ごとのコミュニティ協議会の設立に向けてご協議いただいているところでありますが、今後も地域に暮らす方々が知恵を出し合い、主体性によって、その活動が醸成していくものと考えております。市といたしましても全庁的な支援を行い、各校区の問題解決につなげることであります。

以上で答弁を終わります。

○21番（湯元秀誠君） 若干、私の意図するところの引き出しが答弁の中にあらわれてないところもあるんですが、監視カメラと防犯カメラの違い、ちょっと調べてみましたが、大きく言えば、画像の確認を現在進行形で行うか、事後的、限定的に行うかの違いであると。

防犯カメラは犯罪の抑止を最大の目的とし、犯罪発生後は検挙に資するものであり、検挙する、つまり警察の検挙ですが、資するものであり、その多くは、何事もなければ画像を見ることもなくデータの上書きがなされ、データ自体も消滅してしまうものを指すと。

これに対して監視カメラは、常時監視あるいは常時見られる状態にあるカメラのことをいい、常時監視していること自体を目的としているもの。スーパー等で万引き等の対策として、警備員が店内の様子を常時確認するというようなことを、そういうシステムのことを指すということでございます。

以前は監視カメラという表現をいたしました。私が今回出したのは防犯カメラということの定義で質問いたしておりますので、その点をご理解いただきたいと思います。

カメラのことについての定義をちょっと、調べていたことを申し上げましたが、港町にも監視カメラが今ついているということで、ご答弁があり、また私もその点について含まれた質問をしたわけですが、ここの港町の防犯カメラのシステムというのは、機能的な、具体的には有線なのか無線なのか、どういうシステムになっているのか、そこらあたりをちょっと具体的に教えていただきたいと思います。

○加治木総合支所長（木上健二君） お答えします。

港町にある防犯カメラは、今おっしゃられた抑止力を主に目的とした防犯カメラでございます。性能としましては、画素数が130万画素ということで、24時間録画できるものでございます。設置場所が、記録をするところが商店街の一事務所を借りまして、そこに置いております。外部等の持ち出し、そういうものにつきましてはSDカード、事があつた場合なんかは、そういうときには持ち出して、それを捜査等そういうものに使用していただくというようなシステムになっております。

以上です。

○21番（湯元秀誠君） 設置されたものについてどうこうという問題じゃない。ただ、その機能システム、それが果たして、事後のさまざまな案件が出たときに本当に働くのかなという感じがいたします。その一括した集中管理がなされているところに、有事、事が起きた場合、そのデータなるものの検証等がそれに役立つのかなと。

同じ予算を使うのなら、どのくらい、もちろん商店街の方々が選択をされた機種か、それはわかりません。執行部の方々がご提案されたものか、そこらはわかりませんが、そういうものがどういう形で選択をされていくのか、そのシステムは、予算の範疇とは思いますが、私はよりよいもの、こういう世界は日進月歩で、もう常に技術開発がなされ研究がなされ、新しいものへ新しいものへと移行していくわけですが、それを追いかけることじゃないですけど、予算効果を最大限に引き出すために――。

去年つけたですよ、おとしですか。まだまだ新しいのに、そういう検討をされた中で、これが選択をされたものか。私、いろんなところを調べてみましたが、今それは余りはやってないんですよ。

どんなものですか。それを具体的に、どういう選択で、この事業が進められたものか。

○加治木総合支所長（木上健二君） この防犯カメラにつきましては、始良警察署が移転ということで、地域の皆さん方が非常に防犯関係について心配をされました。そういうことから地域振興事業というのがつきましたので、ぜひそこに防犯カメラをつけてほしいという地域からの要望、また、警察署からもそういった設置をしてくれという要望でございました。あくまでもこれは、ここについては、そういった犯罪等の抑止力、そして地域住民に安心安全につながるという目的でつけております。

先ほどおっしゃられた監視カメラとなりますと、常時誰かがついて、またそこも警察署に送ったりだとか、非常にシステムが複雑にはなります。そういうのを考えますと、目的はやはり犯罪の抑止力、それと安心安全化につながるという意味で、港町については防犯カメラを設置したところでございます。

○21番（湯元秀誠君） いまいち選択をされたものの、あれが、警察の方々も知恵を絞られた結果、そういうことになったんだろうというふうに捉えていいのですか。

市内には45台設置してあるということでございますが、これは行政主導で進められたものと解釈していいかと思いますが、このシステムはどういう形になってますか。もちろん、この防犯カメラは抑止力ではありますが、実際に事が起きたときには、これが生かされなければならないものであるわけです。ですから、そういういろんな方々が防犯カメラを意識することによって抑止力であって、それが目視として目に入らない限りは、よその者が来て、カメラの設置には全然気づかないでいる方々は、悪事働こうと思えばなされるわけでございます。

やっぱり抑止力というのは、その防犯カメラを認識するから抑止力になるわけですが、それを度外視して起きた場合、やはりカメラの性質上、それが生かされなければ何の、ここに予算を投入しても効果はないわけですので、そういうことを含めて、ほかの45台の、港町以外のところはどのような形になっておるのでしょうか。

○危機管理監（堀之内 勝君） お答えいたします。

まず、始良市の総合運動公園、こちらのほうに5か所9台、体育館等に設置し、常時監視する体制となっております。

また、始良庁舎1号館、2号館、5号館に22台設置され、状況に応じて監視するような感じとなっております。通常は画面は切られております。

それと市立の中央図書館、そちらのほうに2か所4台、それと龍門陶芸健康の里陶夢ランドへ4台、これも監視カメラでございます。

それと、不法投棄の監視カメラが始良地区と加治木地区に2台、これは防犯カメラ的な役割を果たしております。

以上でございます。

○21番（湯元秀誠君） 45台のうち、役所の施設にほとんどあるという捉え方でよろしいですね。役所に来る人、いろんな形でいろんな犯罪が起きそうなおとろじゃないですが。

この事業は、いろんな形で事業導入ができる、できない、いろいろあるでしょうけど、今言う集中

管理式の方法やら、屋外にカメラを上部にセットしてあって、下のほうでハードディスクでそれを取り込んで記録すると、そして逐次、何もなければそれを消滅していく形で、必要な場合はハードディスクを交換しながらデータ分析をするというようなそういうシステムを、一台一台、もうそれが管理されてるのもありますよね。

選択するのにどういう形がよろしいかということもあると思うんですが、やっぱり、まずここで示していただきたいのは、やはり必然性があるのかなのか、防犯的に含めて、市民の安心、暮らしやすいまちづくりを目指すために、防犯カメラを年次的な計画で目標をつくってやられる気があるのか。今の答弁書では、8月で一応こういう事業等は終わりましたというところでくくってあるんです。若干それが感じられないですね、気持ち的に。

市長、どうですか。伊丹市では市内に1,000台つけますと、もう宣言して取り組んでる町もあるわけです。もちろん、あそこは自主財源の豊かな町かもしれませんが。でも、こうして合併して、きのうの話ではないですけども、今、3局、総合支所を含めて、こういう形で、住んでいる方々の都市化の形成がなされておるわけですけど、そういうものを考慮しますと、やはり広域的な防犯ということを念頭に置く必要があると思うんですが、市長はこのことについて、政策的なものとしてどうお考えでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 防犯カメラに対する考え方でございますが、ある商店街の方から聞いたんですが、それまで大変、いたずらの犯罪が頻発していたということでありまして、そのことを相談をされたそうです、警察やらガードマンシステムのところに。そうしますと、防犯カメラを設置するのが効果があるということを知られたそうで、早速設置されたということを知っております。それから1件の事件、事故もないというふう聞いております。

また、窃盗事件があったらしいんですが、その中で、その防犯カメラに犯人等が映っていたということで、事件がいち早く解決して、被害もなく済んだということも聞いております。

したがって、この防犯カメラの効果ということについては、非常に効果があるということは認識しております。

ただ、そういう中で、その事件、先ほど申し上げましたように、現在、始良市で事件が起こっている場所としましては駅周辺の自転車盗、これが頻発しておりますので、それを抑止するという意味から、そういったのは急がなければならないというふうに思いますが、ほか、事件が軽微であっても頻発するようなどころについては、設置をする方向を考えていかなければならないというふうに考えております。

○21番（湯元秀誠君） 市長も十分、この防犯については認識が深いととることができました。

今言われたように、確かに今のさまざまな犯罪の中で、この間起きたあの事件も、警察にも何回も相談されているんです。でも、起きているわけです。警察も事が起きない限りは踏み込めない部分もあるでしょうけど、でもこれは、それを予防線として張る、これが例えば移動できるものなら、なお有効的です。

住民の方々が不安を持って毎日暮らしていらっしゃる、不安を持って出入りもできない方々もいらっしゃる。そういうので届けられた案件さえも、警察まで行った、またいろんな相談、健康保健相談所とかああいうところも行ってるみたいです。にもかかわらず、5人も殺されている事件も

発生しているわけです。

だから、駅前周辺がというのは、人目がたくさんあるところではありますが、自転車というのは、誰でも担いで持っていくわけじゃなくて、乗って走って逃げるわけですから、こんな楽な盗み物はないわけです。これは簡単だと思います。それも抑えていかんにゃいかん。これも立派な防犯になるわけですから、それはそれなりに努めてやらんにゃいかんですが。

地方地方、浦々に行きますと、では、この間も質問しました空き巣狙いなんかは、ひとり暮らしの老人が帰ってみたら、人が入ったと。じゃ、どうするかというときに、それこそ簡単なことじゃないと思いますね。そしてこれが、ただ単に検挙されなかった一案件にしかすぎないわけです。次なる犯罪もその人は犯すでしょうし、場合によっては、そこで人身的な危害を加える可能性もあります。さまざまなことが予想されるわけですから、あったときに、こういう防犯カメラがどういう、それぞれの人々の暮らしの中で、そういうことが歩みとして、経路、ルートとして動きがキャッチできるかというところが、この防犯カメラの威力だと思うんですけども。

今、私が言いましたが、始良市で、例えば万全防犯・防災という形からすれば、この程度は欲しいなというところが、もし計数的な感覚をつかんでいらっしゃったらお示し願いたいと思います。

○市長（笹山義弘君） 犯罪の抑止力としての防犯カメラという考え方からしますと、議員ご指摘のとおり、いろいろと、例えば窃盗事件、空き巣狙いとかそういうのがあって、そういう多発する箇所があるとすれば、その周辺の道路にカメラを設置することによりまして通行車両等の特定ができますので、検挙につながっていくということもあろうと思います。

ただ、先ほどご指摘いただきましたPTZカメラのあり方についても、例えばグーグル、これが地図情報として非常に活用を今しているようであります。しかし一方では、それが全部、主な幹線道路の住宅については自分の家が映るということによりましてプライバシーの侵害じゃないかというようなこともあるわけでありますから、そういうことを考えましたときに、その両面をしっかりと考えながら防犯カメラということについては取り組んでいかなきゃならないのじゃないかというふうに私は考えております。

○21番（湯元秀誠君） 今言われました、確かに、プライバシー、人権の問題等が含まれてまいりますので、そういうことも、もちろん配慮、考慮しながら、こういう事業は進めなければならないと思いますが。

先ほど言いました伊丹市は、それぞれの町にある団体、子ども会とか婦人会とか老人会とか、もちろんコミュニティ協議会とか、こういうそれぞれの校区の方々の要望団体があれば8万円補助するというような制度もとってるんです。

それで8月で終えた、こういう事業が終了したということですが、伊佐市も今年度の予算で出しておるわけです。ここらあたりは、お調べになったことはないでしょうか。どういう事業で、また単独で取り組まれているものか、そこらあたりはどうでしたか、調べておられませんか。

○危機管理監（堀之内 勝君） お答えいたします。

伊佐市の場合、主な交差点等に設置するというので、5年間の債務負担行為をとり実施している事業であると認識しております。設置にあたってはリース契約での設置ということを知っております。



以上でございます。

○21番（湯元秀誠君） 今、リース契約ということを言われましたが、まさしく、今そういうところまで、このシステムの導入については進んでいるようでございますので、始良市も、いろんな観点から導入の政策を、市長を中心に進めていってもらいたいと思います。

この件については、一応これで終わります。

質問事項の小規模集落の現況と今後の対策ということでございますが、定義的なことを質問通告しておりましたが、この答弁が、通常、限界集落とか過疎とか小規模集落とかいう表現の中の定義的なものがこういうところにあるという、専門の方々の意見が大体こういう線であると、答弁のとおりであるというふうに考えます。

高齢者の独居世帯とか、また二人世帯の比率、ここらあたりが大きな——今、私も漆の山間部に住んでますが——二人で住んでいらっしゃるときは、さほど意識しないですね。一人になられたときに、年齢を考えたときに、あの家は大体この時期に来たら、こういう年月が過ぎたらこうなるだろうなとすれば、指を折っていきますと、5年後、10年後で、ほとんど予測が立ってきます。もう、そういうところにきています。

そういう中で、やはり、この小規模集落を、どうにかできんもんだらうかと。しかし、このまま置いとけば、始良市内で今ここで出していらっしゃる数以上の集落が、今これだけ、例えば19人以下とかいろいろ計数を入れて答弁をいただいておりますが、現実的には、私は早いと思いますね、こういう状況に達するのはですね。もう、ここ二、三年、5年というスパンで急速な、小規模集落の消滅に近いような、機能不全な集落になるというような形の集落が点在しているのじゃないかなと思われま

す。ですから、買い物弱者とか交通弱者とかいろんな表現を言われて、その集落の地域の人たちを何か手助けできないかとかいうような形のいろんな動き等やらボランティアの方々の声やら聞きますけれども、実際は必要としない状況下にあります。もう、できるか、できないか、どちらかなんです、今の年寄りの方々は。ひとり暮らしができるちゅうたら、誰かが、親戚の方、子どもさん方が町場から上がってきて誰かがサポートしてる。そうでない限りは施設に入ると、病院に入る、もう、この二通りのパターンしかございません。そういう形で、この集落の存続の有り様が非常に危機に瀕しているという狙いから、今回この小規模集落の現況と今後の対策ということで質問したところでございます。

今回、なぜこのテーマを出したかというところでございますが、この3点目の質問のところ、棚田を有する小集落というところを出しているわけですが、大体、小集落というところ、今の現況では農業振興地域外なんです。振興地域内じゃないんです、地域外です、ほとんど。ですから、中山間直接支払制度の集落協定の対象地域でもないんです。そういうところがほとんどです。漆の中でいけば赤仁田とか高峯とか内田とか、「にいご」ちゅうんですが西川内とか、そういうところ。基盤整備が進められてこなかったところが大体ですよ。集落協定の地域内に入っているのは農振会のところに入っていませんよね。まあ、いいです。そういうところの小集落の実態が非常に置き去りにされている。これは農業政策の政策的な面からもそうですよ。

ですから、置き去りにされている、そういうところは——後からも話をしますけれども——非常に手を打つ、その地域全体を考えて、漆全体を考えて、じゃあ赤仁田をどうするか、高峯をどうするかちゅう、そういうことが論ずることがもう難しいんですよ。それほど、小集落になったちゅう以上に、

もう人がいなくなったというのが現実です。

ですから、今回これを出したのは、加治木から出ておられます吉村議員が、加治木町の地区の実態について、その地域の方々から相談を受けられたと。その相談を受けられたことをですね、始良市の農林水産部長と農業委員会宛てに、その地域から出された課題を持ち込んでおられました。

その中で、これは吉村さんのお書きになったものか、これは本人さんが——私が言いますからと言ってありますから、たぶん怒られないと思いますから、ちょっと出しますけど。農業振興地域だが、ほ場整備はしてないと、ここでは書いてあります。15町の田があるが、今は半分も耕作していない。家が4軒あったが、2年ぐらい前から、最後の1軒も住人がいなくなった。市道地久里線が狭いので大型機械が入らない。このままだと耕作放棄地がふえ、この盆地全部が野生天国になるので、根本的な対策が必要と見られる。そこで以下のような検討ができないか、お願いします。担い手農家へ農地集積を進める。農地中間管理事業の活用や新規就農者の声かけ、ほ場整備、道路拡幅。

こういう諸々のことを考えられた末に、農林水産部と農業委員会へ出された。

農業委員会は農業委員全員で現場を見に行きました。それで、どうにかならんかという、また、総会の終わった後に、ここについての農業委員の提案はございませんかということを経長のほうからも、また委員長のほうからも言われましたが、その席では、地域の方々がここをどうしていこうかということの思いが、まず大事じゃないかということで、そこの方々とその出身の農業委員さんの方々と、一回、話をされるのが大事なことじゃないかなということで置いておきましたが。農政部では、この件についてはどういう検討をなされているんですか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○農林水産部長（安藤政司君） 地久里の地域につきましては、農業委員の議員の方々、見られたかと思えます。現況としましては、ほとんどが耕作放棄地の状態であるのは事実でございます。ここは、3年、4年前には耕作放棄地の対策ということで、小山田の担い手の方々がソバ、それとゴマでしたか、そういうものも耕作した経緯もございます。また、今後もそういう地域の担い手の方々に、その活用とか検討もしてもらおう形で取り組んでみたいというふうに考えます。

○21番（湯元秀誠君） そういう過去があったということと、この地久里地区は10町ばかりあるちゅうか、農業委員会が出されたのはあるんですけど、実際は、もう杉を植えられたりして、そういう面積を含めると15町歩ばかりあるのかなという。棚田だって、筆数だけで130筆あるわけです。ここを、ほ場整備をしてくれとか、道路をつくってくれとか、ここでハード事業を取り込んでやっていくことで、この集落が再生できるのかと、いろんなことを私も考えましたけど、いや、不便を売りにした村を再生したほうがおもしろいよなということも考えました。

今、部長が言われましたけど、農政部では現場を、最近見ていらっしゃいますよね。

○農林水産部長（安藤政司君） 夏木道路のほうから地久里のほうに入りまして、その集落といいますか、集落に入る道路とは別に、ほ場、荒れてはおるんですが、その道路については橋から中を一本、川が走っておりますけれども、その橋から上については農道整備の事業等は入れております。基盤整備については、なかなか、やはり条件、地権者の方々、そういう中で基盤整備は進みませんでしたけれども、農道の整備については進んでおります。先般もそこは通っております。

○21番（湯元秀誠君） あそこは県道55号線ですか、向こうの栗野のほうに行く、加治木から行くところは55号線ですね。あそこまで大体一、二分で上がれますよね、空港までは10分かからんのじゃないですか。そんな、よか場所ですよ、谷底であるけど。大隅半島の、薩摩半島の、四国の山の中の、そんなところじゃないですよ、飛行場まで10分かからないと。ここが、人が誰もいなくなった。そのちょっと上にありますよね、人家がたくさんありますけど、迫には、1軒も人家なんて、一人も住んでない状況。こんないい場所が、こういうふうにして消滅していくんだということです。ここの歴史も、全てが消えていくわけですけども。

鹿児島県の土地改良事業団の中に、棚田等保全協議会というのがあります。始良市は、それに加盟されておりますか。

○農林水産部長（安藤政司君） 加盟しておりません。

○21番（湯元秀誠君） それは予算的な問題でしょうか、それとも、やる気の問題でしょうか。その取り組む事業がないということでしょうか。始良市は、さほど、そういうことに触れなくても農政は十分、政策としては果たしていけるような状況下にあるということでしょうか。情報も、こういうところでは豊富に持っていらっしゃるようですが、そこらあたりは、どうして入っていないのかのお考え、ちょっとお示してください。

○農林水産部長（安藤政司君） 合併しまして以降、今、議員ご指摘の協議会については承知しておりませんでした。合併しまして、そういう棚田、それを抱えている地域もございますが、現況そういう形で棚田として活発に生産活動が行われている地域が、今後そういう協議会を通じて活性化したいというような地域等あれば、やはりそういう連携をとる協議会に参加していくのも一つの取り組みとしては考えられるものだと考えます。

○21番（湯元秀誠君） 今の部長のほうから、そういう方向も十分考えられるということでございますので。この棚田ネットワークが敷かれているわけですけども、これは鹿児島県の棚田ネットワーク、これがまた全国棚田ネットワークと、全国棚田サミットというのがあります。私も何回か、これに出会ったことがあるんですけども、棚田の再生とか、そういうものに関して、上限30万、5年間、その地域におろす助成金等の事業もあります。

一つのモデルとして、この地久里地区を、何かできんですか、市長。市長の、旧町加治木町の、何か加治木の一番ふるさとみたいところにあるような気がするんです。水も湧いてるし、棚田もあるし、カンネンカズラがいっぱいほうてます、今。今枯れてますけど、田んぼの形がまだあるんですよ、いっぱい。

今、安藤部長が言われましたけど、実際は耕作されている面積はほんのわずかですよ。でも、まだその全景的なものは見ることができます。ここも田んぼだ、ここもだね、おととしまでつくっちゃいやったねちゅうのはよくわかりますよ。

今ここで再生事業を、例えば市民の方々に公募をして、開拓をしませんかみたいな、始良市を開拓に重ねて、開拓をしませんかっていう公募をとる。その建昌城跡に市民農園ができたじゃないですか、始良市は、行政主導で。なぜ、こういうのができないのかなと思います。

だから、まずそういうネットワークを。たくさんあります。私もこの間、水俣の久木野地区というところに行きましたが、これはまたすばらしい棚田でございました。もう、そこの取り組む話をする時間が足りません。あらゆる取り組みをなされていますが、ここの施設に、もともと山野線、大口から列車が走っていた駅舎跡を集会所にした愛隣館というのをつくっておられまして、この愛隣館の館長は東大出身の方が館長をされていますが、いろんな取り組みをなされています。

この中で、やはり、そういう山間部の棚田の、農道も整備されてない、狭い、車もよいなこついついがないようなところを、万人が来るわけです、交流人口で。そして寒川という川の、その棚田の奥に山から湧く水のところでは、地域の人がそうめん流しを時季にしたり、ありとあらゆるイベントをなされています。棚田が水を張られたときは2,000本のろうそくをともして、それで人を呼び込んで、いろんなことをやる。そしてまた体験型で石垣を積む研修とか、そういう応援隊までも、その町場の人たちがいるわけです。で、その地域を応援、支援するという形がつくられております。

この間、その棚田ネットワークの中で、鹿児島県の土改連の中で研修会があって、蒲生の農政部の方が2人出席ちゅう形で、私も見ておったんですけど、結果的には来ておられませんでした。

宮崎の西米良村の村長さんが講演されました。1,234人、1、2、3、4人しかいない村だということでお話しされましたけど、私も行ってきました、その後に。本当、谷あいの小さな村ですけど、やっぱりパワーを感じます。ですから、その職員の方々を含めて地域の方々が、もう誇りを持って暮らしてらっしゃるといふのがありありと見えます。

ですから、みんなで知恵を出して、町場の人も、自分の出身地の村であったり、自分たちがそこから水をいただいているとか、いろんな形で、私が言う多面的機能の中で考えますと、町場の人がそういう山間部の人たちを応援する、支援するちゅう当たり前の世の中をつくっていく、これを農業政策で打っていくとか、また環境の面で取り組んでいただくとか、そういう機能は多面でも、取り組みも多面にやっぱりやっていただきたい。これでやっぱり始良市は蚊帳をつるわけで、隅っこの隅っこまで持ち上げていくという町の政策、まちづくりを念頭に取組めないかなと。これが、私が今回出した小集落の取り組みが、そういうことにつながるんじゃないかなと。もう消えていく、ほっとけば消えていきます。でも、町場の方々が支援なり応援なり声援なり何なりと、そういう協力体制なり互助の精神が育まれるならば、始良市はひょっとしたら、こういう山間部を大切にす町として、私は脚光を浴びると思います。

何を売りにするかといったら、やはり観光であったり、人を大事にするという一つのもので考えれば、こんなに安くできる事業はないんじゃないかと思いますが、どうでしょうか、市長。

○市長（笹山義弘君） 大変参考になるお話を承ったところでございます。

日本の風景のいろいろな写真等を見ますと、必ず棚田が出てまいります。それぐらいに日本の風景として棚田が、その代表的な位置を占めているということであろうと思いますが、農政の全体的なこととしましては、ほ場整備をしたところについても後継者不足等々がありまして、それはその問題として、今後、集落営農も含めてやっていかないとはいけません。

また、木津志などについても棚田がいっぱい残っております。そういうことで、生産基盤としてだけではなくて、議員ご指摘のように観光面も含めて、地域活性化の手だてとしての棚田の活用ということは非常に有意義なことであろうと思いますので、今後、積極的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○21番（湯元秀誠君） もう、いい時間になりましたが、水道料金の中で、自然涵養、多面的機能という中で、やっぱりそういう中山間地やら山林が果たす役割は大きいわけです。

水道料金に還元して、それに加えて、そういう自治体もあるんです、水道法上。やはり、町全体で自分たちの持っている資源、財産、そういうものを保全していくということを考えれば、それがそこに住む人々を大切にしたり、そういう方々と一緒に協調し合えるまちづくりができるものと確信します。

そういう意味で、きょう出したテーマの中で、もし、そういうお気持ちがあれば、我々も汗を流したいと思いますので、力強く政策を打っていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで湯元秀誠議員の一般質問を終わります。

次に、22番、上村親議員の発言を許します。

○22番（上村 親君） 登 壇

本日は忙しい中、早朝より傍聴にお越しいただきました皆様方に、まず御礼を申し上げます。それから、本年3月いっぱいをもってご退職をされます21人の市役所の職員の皆様方にも感謝と敬意をあらわしながら、一般質問のほうに入りたいと思います。

私は今回、2つの質問事項を書いておりますが、まず総合運動公園の整備につきましては、総合体育館の、旧始良町時代に始良町体育館検討委員会という形で会長をいたしました経緯と、2問目の重富・錦江駅の無人化対策につきましては、元国鉄職員、JR社員としての立場から質問をいたします。

まず、質問事項1点目、総合運動公園整備について。

要旨1点目、総合体育館が供用開始から、ことしで10年の節目を迎える中、25年度体育館利用者人数が約12万6,000人を超える施設となっています。

市民が安全で安心して利用できる施設として、また健康増進のための体育館として定期的に点検する必要があると思いますが、これまでの経緯をお示してください。

2点目、体育館南側の軒先部分が雨水により腐食してきている状況が目視できます。人的被害や台風等による大きな被害を未然に防ぐためにも早急な改修が必要と思うが、考えをお示してください。

3点目、野球場が平成9年に完成して以来、年間利用者が約1万人を超える利用状況でございます。この球場は市内の学童、中学校の大会を初め、高校野球大会、大学野球の合宿、オープン戦にも利用されています。

しかし、完成してから17年が経過し、スコアボードに不具合が発生しています。試合の運営面、進上からも改修が必要と思われると思いますが、整備は考えていらっしゃいませんか、お伺いいたします。

4点目、安全な遊具施設の利用について、子ども広場の利用状況は、平日で約50人、週末や祝日等で約100人の利用がございます。また、3月に市内小学校4校の遠足が計画されています。

この施設は球場と隣接しており、本年2月から3月にかけて、4大学（西南学院大学、亜細亜大学、京都教育大学、旭川大学）の春季キャンプ及びオープン戦が組まれています。キャンプ期間中は、練習や試合中にファウルボールが3塁側ネットを飛び越え、頻繁に子ども広場まで飛んでいる状態で

ざいます。子ども広場の安全確保が重要だと思いますが、対策をお示してください。

また、バックネット、1塁側の飛球にも調査、対策が必要であると思いますが、お考えをお示してください。

5点目、春季キャンプに伴う宿泊施設の誘致が必要と考えますが、運動公園近くのグリーンスパあいらが閉館となっています。一部では、ある企業が買収する計画があると聞いていますが、市としてのかかわりはどうなっていますか。

6点目、利用者のニーズに対して関係機関（保健体育課、都市計画課、指定管理者）の協議は行われていますか。

質問事項2点目、重富・錦江駅の無人化対策について。

要旨1点目、JRの3月ダイヤ改正後、始良市内の重富駅、錦江駅が委託駅から無人化されますが、駅周辺の環境及び管理をどのように考えていますか、お伺いいたします。

2点目、JRと駅舎外のトイレ及び駅舎の利用について、どのような協議をしたのかお示してください。

3点目、今議会の当初予算案で、重富駅無人化に伴う駅舎活用266万円が計上してあります。また、第5次実施計画にも新規事業として、JR駅舎活用対策事業430万円が、27年度事業計画開始から29年度事業計画となっています。この活用対策についてお示してください。

4点目、無人化される重富・錦江駅を簡易委託駅として人員配置はできないか、お伺いいたします。あとは一般質問席から質問いたします。

## ○市長（笹山義弘君） 登壇

上村議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の1問目の総合運動公園整備についての6点目のご質問につきましては、教育委員会で答弁いたします。

1問目の総合運動公園整備についての1点目のご質問にお答えいたします。

体育館の点検については、指定管理者であります始良スポーツクラブが日常の点検を行っております。平成24年度に策定した市公園施設長寿命化計画により都市公園の施設点検を行っておりますが、体育館については建築年数が浅く、対象施設になっていないことから、今後、詳細な点検について検討してまいります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

体育館の腐食の修繕については、足場等が必要になり、点検補修にかかる費用を約4,000万円と見込んでおりますので、今後、計画的な補修を検討してまいります。

3点目のご質問についてお答えいたします。

スコアボードの整備については、システムの不具合があり、正常に作動しなかったため、平成22年度に約900万円をかけて、システムの更新を行ったところであります。なお、全面的な改修工事には約1億8,000万円を見込んでおりますので、今後、計画的な補修について検討してまいります。

4点目のご質問についてお答えいたします。

子ども広場及び野球場周辺のファウルボールに対する安全対策については、硬式野球の、特に大学生以上になりますとファウルボールの飛球の高さが30mから40mと、かなりの高さまで上がり、さらに飛距離も遠くまで到達いたします。現在の防球ネットの高さ15mに対して25mから30mの高さの

防球ネットが必要となり、約1億2,000万円程度の費用が見込まれますので、早急な対策について、さらに調査研究してまいります。

また、子ども広場の上空をネットで覆う案を検討しましたが、ネットの中で遊ぶ子どもたちのことを考慮しますと、精神面でいかなるものかと考えております。

このようなことから、防球ネットを高く整備をしても、ファウルボールの場外飛球を少なくすることはできますが、完全に防げるものではありませんので、当面は施設利用のあり方について、運営面での対策をとれないか検討してまいります。

今後は抜本的な対策として施設の拡張について調査しておりますので、その中で、子ども広場の移転についても調査研究してまいります。

5点目のご質問についてお答えいたします。

総合運動公園野球場における大学硬式野球部の春季キャンプの状況等については、萩原議員のご質問にお答えしましたとおり、キャンプ地の近くに宿泊施設があるほうがよいと考えております。

グリーンスパあいらについては、現在閉鎖されており、東京都中央区に本社のあるヤマト運輸株式会社の所有となっております。この施設については、旅館、ホテルの誘致活動を進める中で興味を示している企業がありますので、施設の利活用に関する具体的な検討を行っていただくよう文書で依頼し、協議を進めているところでありますが、現時点において、最終的な結論を得ているといった段階にはないものと認識しております。

次に、2問目の重富・錦江駅の無人化対策についての1点目から4点目までのご質問については、関連がありますので一括してお答えいたします。

このJR駅無人化対策については、さきの平成27年度一般会計予算の議案質疑でお答えしましたとおり、JR九州では、本年4月から、1日あたりの乗客数が700人を下回る駅については駅の無人化を計画しており、本市においても重富駅と錦江駅がその対象駅であることから、その対応策を行うこととしたものであります。

これまでの経緯としまして、昨年8月29日付の駅営業体制の変更についての通知に対し、無人化撤回についての要望書をJR九州鹿児島支社長宛てに提出しましたが、同年10月31日に方針の撤回は行わない旨の回答がありました。

市といたしましては、県内のJR駅の半数以上が既に無人化となっている状況や、駅舎の一部改修などに対しても、駅を管理する上でさまざまな制約があること、また、人的な体制や経費的な面など総合的に考慮した結果、重富駅については本市の玄関口であり、県内で最も古い歴史ある駅であることや、駅周辺の活性化や観光面でも活用できるとして、駅管理業務の受託について検討しております。錦江駅については、後発開設の駅でもあることから駅業務の受託は行わず、市が設置した駅トイレのみの管理を行うことで対応することとしております。

なお、今後の駅舎活用については、今回の駅無人化を契機とし、JR九州との協議も必要となりますが、本市の観光振興施策の一環として、駅本来の機能に特産品販売や情報発信など、おもてなしの観光要素を付加した管理運営ができるよう検討してまいります。

○教育長（小倉寛恒君） 1問目の総合運動公園整備についての6点目のご質問にお答えいたします。

教育委員会としましては、指定管理者から毎月の利用状況、施設の不具合、利用者からの要望等を翌月の10日に報告を受けており、施設に関することについては、その都度、関係機関と協議し対応し

ているところであります。

以上で答弁を終わります。

**○22番（上村 親君）** それでは随時、第2質問のほうに入りたいと思います。

まず、体育館の腐食の件ですけれども、点検補修には約4,000万円と見込んでおりますということなのですが、この屋根材を私どもが選定し、またコンサルから説明を受けたのは、始良町内——まだそのときは始良町時代でしたから——始良町材の杉材を合板にして、それを屋根材にしようということで説明を受け、現在それが使用されているんですけども。

ただ、我々は検討委員会の中ではアリーナの件だけしか、結局その中で協議をしませんでした、協議団体を含めて。屋根材についてはそういうことで、もう大丈夫なんだろうなということで、私も考えていたんですけども、実際に周辺をずっと歩いてみましたら、屋根が、もう東側のほうは、結局雨が吹き込んでくるものですから、その屋根の集成材に、目視できるんですけども、白いカビが生えているような格好なんですけども、そのカビがどういう状況で、もう腐食が進んでるのかどうか、非常に懸念するところがあるんですけども、そういった状況を、まず早急に調べていただきたいというのがあるんですけども。それについて、状況はどういうふうになっているか調査をされたことがありますでしょうか、それについてお答えいただきたいと思います。

**○建設部長（岩穴口弘行君）** 体育館のひさしのことでございますが、議員が今言われましたとおり、木材を集合材というふうな形にした材料が使われております。屋根の鋼板からこぼれてきた水を、軒先から10cmぐらい入ったところで水切りというふうな形で切れ込みが入れてありまして、そこで水が落ちるといふような形で設計がされているというふうに思います。

私どもも何回か調査をする中で、ある程度の傷みといいますか、そういうのが散見されますので、補修のほうをしなればといたしますか、思っているところなんですけれども、平成23年に、この概略といたしますか、業者のほうに委託をしまして、公園施設の概略の点検をしているんですけども、その中では、まだ補修は必要ないというふうな結果が出ております。

しかし、私どもも目視という形、遠くからの目視ですのではっきりと、今議員が言われるように白い接着剤が浮いているというふうなことがあるようでありますので、その詳細な点検については、今後検討させていただきたいというふうに思っております。

**○22番（上村 親君）** 軒先のほうについては、早急にというわけにはいかんでしょうけども、調査をしていただきたいと思います。

それから、スコアボードの整備なんですけども、900万かけてということで、手元の操作のところは多分、改修ができたと思うんですけども、現にスコアボードの点数がついてるあそのボードについては、まだそこまで整備が進んでないかなというふうに思うんですけども、今後、計画的な補修について検討してまいりますということですので、高く1億8,000万円ということがあるんですけども、これだけ野球場のほうも利用頻度が高いって言えば高いんですけども、大学野球、本当にプロに近くぐらいの密度の高い練習、あるいは大学野球ですので、ぜひ早急に、これも計画をしていただきたいと思います。

今回、質問事項の一番重要な点は、次の4点目なんですけども、市長にお伺いしますが、この運動



公園の条例がございます。始良市運動公園条例の第1条、目的というのがあるんですけども、この条例は市立公園の設置及び管理に関し必要な事項を定め、市立公園の健全な発展と利用の適正化を図り、市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。こういう観点に立って、あそこ子ども広場を利用される親子の、遊具施設を利用される市民の見方に立って考えますと、どんなものでしょうか。市長も副市長も、多分、亜細亜大学、そういったところで激励の言葉とか、あるいはまた始良市の物産を持っている激励されたこともあろうかと思いますが、その中で多分、練習風景見て、何球かは3塁側のネットを越えて子ども広場まで飛んだ飛球も見ていらっしゃると思うんですが、それを見てなかったか見てたか、それについてお答えいただけますか。

○市長（笹山義弘君） 練習も含めて、試合形式の場面も見ております。確かに、場合によっては飛球が、ファウルボールが越えて飛んでいるのも目視しております。

○22番（上村 親君） 軟式でしたら飛び越えることもないし、飛び越えたにしても、それほど人的被害といいますか、大きな被害にはならないと思うんですけども、いかんせん硬球ですから、当たりどころが悪かったら非常に大変な事態が発生する状況は、もう、副市長、市長もわかっていると思いますので、そういったことはちょっと抜きにして、安全性についてちょっと議論したいと思います。

まず、我々が一番思うのは、今の現ネットの上に張るとするのは非常に厳しい状況であり、また財政も非常に高額な費用を要するというふうに思います。今は屋内練習場ができました。屋内練習場と遊具施設のある子ども広場の間に少し高いネットを張ったら、ある程度は防げるんじゃないかなと、完全ではないかもわかりません。

しかし、今の現状で、大学野球がキャンプをしますけども、運動公園の指定管理者であるスポーツクラブに聞いてみますと、オープン戦とかそういった事態に使用するときには、あの子ども広場、遊具施設のところは、もう閉鎖するというのを聞きました。

そういった状況の中で、果たして市民の皆さんが親子連れで、今から特に桜が咲く時期になりますと非常に利用者も多くなりますけども、それが公園と言えるのかなというふうに私は思うんですけども、市長のお考えはいかがでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 以前もお答えしたことでございますけれども、この始良運動公園、これの当初設置されたときの目的、そして利用形態、これがいろいろと変わってきているというふうに認識しております。

そういう中で、今議員ご指摘の課題については安全面を最優先にしなければならないということから、一応、その時期については閉鎖をせざるを得ないということではありますが、今後のことについては、児童公園ちゅうか子ども公園といいますか、この公園施設のことについても、どのように総合運動公園の中で位置づけていくのか、この施設内にあるほうがよいのか、それとも移設ができるとすれば、そのような方向がいいのか、それとも別の場所に移設したほうがいいのかというようなことについても、今後のことですが、いろんな方々のご意見をいただきながら検討する時期に来ているのではないかというふうに考えております。

○22番（上村 親君） 駐車場と子ども広場の移設、あるいはまた新規で駐車場をつくるということで、建設部長のほうからもございましたけれども、西側の一番切り立った急傾斜地のあそこだろうと思うんですが。今の駐車場のところをもう子ども広場にして、駐車場を新たにつくるのであれば、もう下のほうを駐車場を早急につくるとか、そういった抜本対策をするか、あるいは早急な対策としてはネットで少しでも覆いをするのか。確かに、この答弁書にあるように、ネットで覆いをしたところで、遊ぶ子どもの姿というのは何か、見づらいところもあるとは感じますけれども、しかし、命にかえられるもんじゃないし、そこ辺は執行部のほうの今後の将来の計画を見守りたいと思うんですけれども、差し当たっては、まず飛球が飛んできて安全な遊具施設ということで対策を考えていただければというふうに思っております。

それから、先ほど言いましたけれども、市長のほうから再三説明がございましたように、駐車場の整備、この施設利用のあり方について運営面での対策をとれないか検討してまいります。この運営面の対策の検討なんですけれども、今後、どのような検討をされるのか、具体的に決まってないと思うんですけれども、概略で結構です、その検討について少し考えをお示しいただければと思います。

○建設部長（岩穴口弘行君） 第2の多目的広場というふうな形で、それに合わせて駐車場を増設するというふうな、今、考えているところであります。運動公園の北側といいますか、高速側の芝スキー場を盛り土をしまして、多目的広場とそれから駐車場、それに今あります子ども広場も移転できればというふうな考えでいるところでございます。

○22番（上村 親君） わかりました。早期に、それも計画で実計のほうに上げていただければというふうに考えております。

それから、合宿の宿泊施設なんですけれども、同僚議員からもいろいろ出たんですが、私の知ってる情報の中では、福山の業者のほうで、一応、賃借という形でグリーンスパあいらのほうに交渉しているんだということで、ちょっとお伺いしてるんですけれども。これについて残念なのは、ちょっと回答書にあるんですけれども、「施設の利活用に関する具体的な検討を行っていただくよう文書で依頼し」、これは文書じゃなくて、出向いて行って依頼というのはできなかったかどうかですね。

もちろん本社についても、グリーンスパの使用につきましては、我々が、ちょうど第1回目の市長選挙のときだったですか、グリーンスパの所長とも会って話をしました。だけど、会社としては、基本的にはここはもう倉庫になってるんだから、賃借、それから売却というのは考えないということであつたんですけれども、このごろ、ちょっとニュアンスが違ってきまして、地元のためならというそういった考えもお持ちのようでございますので、この経緯について若干詳しく説明していただけますか。

○企画部次長兼商工観光課長（久保博文君） お答えをいたします。

まず、文書でお願いした、残念だというようなことでございますけれども、先ほど市長の答弁にございましたとおり、管理は本社でございまして、このヤマト運輸株式会社の本社に出向くことなく、鹿児島支社を窓口にして円滑な対応を図りたいというような意図がございまして、窓口の交渉の円滑化というようなことで、その理解を求めするために文書でお願いをしたというようなことでございます。

○22番（上村 親君） ある方からちょっと聞いたんですけれども、ある方ですから信頼はできないと

思うんですけども。そこに、結局、ヤマトとグリーンスパあいらさんと、それから目的を持っている方の間に、行政がもう少し入り込んでいったらどうなのっていうことも聞いたんです。今、興味を示されているある企業が、どこら辺まで考えていらっしゃるのか。それに対して行政としては、こういう、今回ホテル誘致の条例もできましたし、こういうことも市としては考えていますよとか、そういう説明も十分されたと思うんですけども、そのときに相手の方の考え方、それについてはどうなんでしょうか、判断は。

○市長（笹山義弘君） まず、元グリーンスパといいますか、そういう形だと思いますが、所有者の方のご意向、そして進出しようとお考えのられる方のご意向、この辺がはっきり見えてきたら、行政としても、喫緊の課題でございますので、精いっぱい頑張らんないかんというふうに思っておりますが、まだそこが確としてこちらに届いておりませんので、そこが確認できるというステージになりましたら積極的に汗をかかせていただかないといけないというふうに考えております。

○2番（上村 親君） そういうステージがもしあるとするのならば、トップリーダーとして市長のほうの営業セールスで何とか頑張っていたらというふうに思っております。

それから、あと2つほどお聞きしますが、体育館の周辺をずっと歩いて見て回りますと、確かに駐車場の駐車区画線といいますか、もうあのラインも消えていますし、それから東側のちょうど遊具施設のところの通路があるんですけども、あそこの体育館側の壁なんですけど、あそこもひびが相当入っているような状況を見受けました。多分あそこは機械室と、それから一部、道具の部屋があったと思うんですけども、あそこは何でああいうふうにひびが入ったのか調査をされたことがありますか。

○建設部長（岩穴口弘行君） 建物でございますので、体育館も建ててから約10年ほど経過しておりますので、そのモルタル等のひび割れっていうのは、ある程度は発生するというふうには思っております。

○2番（上村 親君） 9年目で、10年目なんですけども、ああいう壁にひび割れ、ないほうがいいと思うんですけども。まず、中に電気とかそういった器具が入っていると思いますので、ぜひ、そういうところに支障がないように対策を練っていただければというふうに思います。

それでは、ちょうど半分になりましたので、あとは重富駅と錦江駅のほうにまいりたいと思うんですけども、これは企画部長にちょっとお尋ねするんですけども、私はこの3問目、ちょっとすみません、読み上げますけども、今議会の当初予算案で、重富駅無人化に伴う駅舎活用266万円が計上してあり、第5次実施計画にも新規事業としてJR駅舎活用対策事業430万円が、27年度から29年度にかけて事業計画となっておりますが、この活用対策について示せというふうになっているんです。この266万円と430万円、この回答が全然載ってないんですけども——あともってきます——今ちょっとあれでしたら、関係課と話をしてください。

それでは、重富駅の開業なんですけども、1901年（明治34年）6月10日に鹿児島線の国分駅、現隼人駅と鹿児島間が開通した。で、加治木、重富駅というのが開業してるんです。ですから、一番古い駅でもございます。今回、JRが示したのは乗降人じゃなくて乗客数の700人以下でしょう、であるんですけども、JRの本体は完全民営化ということで考えて、今回の無人化というのをつくった

んです。JR九州の中で20駅です。鹿児島県内で5駅、その中で残念ながら始良市が2駅入っています。これはもう乗員数ですから、執行部のほうもびっくりされただろうとは思いますが、まずこの委託について、無人化について、JRとの無人化についての内容、その無人化についての説明と、今回は始良市が受託をしますよというJRとの委託の内容、これについて説明を求めます。

○企画部次長兼商工観光課長（久保博文君） お答えをいたします。

JRとの受託の最終的な契約はまだ契約を交わしておりませんので、その内容ということはお答えできないところでございますけれども、想定しておりますのは100km以内のいわゆる普通切符、それから急行券、そして定期券等々の販売、それから駅舎の管理といたしまして清掃作業等々の内容を想定しているところでございます。

○2番（上村 親君） 先ほど受託契約とおっしゃったです。受託契約はまだしていないと。一般的に、今その質疑の中にありました乗車券、回数券、定期券ですか。もう4月1日からは、結局、執行部の考えとしてはシルバー人材センターにもう移行するんでしょ。もう時間がないじゃないですか、はっきり言いますと。そういった中で、まずJRとの本契約をしないで、どういうふうにその受託を、簡易委託として受託する考えなのか。私は、そんなところがちょっと詰めが甘いんじゃないかなと思うんですけども。私はずっと質問事項があるんですけども、受託契約してなかったら、何も質問はできないのかなと思ってるんですけど。

例えば、駅周辺の考え方でいきますと、今駐輪場のほうは市有地でございます、あれは市の管轄にしていますね。ところが、海側から駅舎のほうへ向かって左側のほう、あそこは駐車場になっています。これはJRの多分施設だろうと思うんですけども、そこら辺の問題です。それから、その管理。今駐車場の料金は、多分鹿児島から来て、第2会社の子会社のほうが今収支をしていると思うんですけども、そこ辺の取り扱い。こういったことについては全く、まだ白紙の状態でしょうか。

○企画部次長兼商工観光課長（久保博文君） お答えをいたします。

一般の経緯につきましては、先ほど市長も答弁がございましたけれども、8月末の文書をこちらに提示いただいたのは9月2日、そしてそれを受けまして要望書を提出しました。その回答が届きましたのが10月31日というようなことで、実質、協議に取り組んだのは11月からというようなことでございます。今、最終的にその受託の日時や時間等々を詰めているところでございますけれども、具体ございましては駐車場、これはどうなるのかということも話題に上げております。これにつきましてはJRの管理ということでございまして、市のいわゆる受託の及ぶ範囲ではないというようなことでございました。

○2番（上村 親君） じゃあ、逐次ちょっと質問していきますけれども、今後、JRとの受託の契約において、我々利用者が一番ネックになっているのが跨線橋の屋根なんです。本社の社長にも直談判していきまして。そういったことも契約の中に含めてこっちが受託するんであれば、じゃあJRのほうもきちんと整備してくださいよということで交換条件で、今後交渉していただければというふうに思っています。

それから、バリアフリー化のスロープです、これもございません。ですから、そういったことも視

野に入れて、今後、受託契約をしていただければなというふうに思っています。

それから、先ほど言いました、今度は業務の内容なんですけども、まずシルバーに求めている業務の内容、集札業務をやるのか、ただ駅周辺の管理、トイレの清掃なのか、それから切符の販売なのか、券売機だけなのか、人的配置をしてマルスを使って100km以遠の切符も販売するのかなどうか、そのこの取り扱いはどうなっていますか。

**○企画部次長兼商工観光課長（久保博文君）** 今るる、どうなっていくのかということでございますけれども、それらを含めて協議をしている最中だということでございます、例えば、もうよくご存じだと思いますけども、各駅に本社博多と結んでいるいわゆるパソコンのネットワークシステムがございます。これを使いますと、手書きの、例えば定期とかそういったようなものをしなくても済むというようなこともございますので、一応、当初からの交渉といえますか協議の経緯については、JRの示されたのは100km以内のというようなことございましたけれども、今申しましたように、それらを含めれば市民の利便性は向上するわけですので、それらを含めて、それから跨線橋の問題、これ等につきましても当然鉄道のいわゆる要望団体が各市町、連携してございますので、それらを通じて行っているところではございますけれども、今般の受託を機にそこまでの要望——まあ交換条件と言われましたけれども——が及ぶのか、それらはこちらサイドの判断もあるわけなんですけれども、るる、今おっしゃったようなことを含めて協議検討はしているところでございますのでご理解いただきたいと思えます。

**○2番（上村 親君）** できましたらマルスで切符も販売できるようにしていただきたい、そうでないと宮崎まで行けないんです。自動券売機で買っても1,820円、宮崎の手前でしか重富駅からは行けません。そういったことを踏まえますと、やはり目的地まできちんと1枚の切符で行ける、そういった状況をつくっていただければというふうに思っております。

それから、制服制帽の問題もございます。そういったことも視野に入れてしていただきたいと思えます。

それから、もう数え上げたら切りがないんですけど、主だったところまでいきます。

それから、今、委託駅から無人駅、そして始良市が受託して簡易委託駅というふうになるんですけども、通常の委託費用につきましては切符の販売とか、そういった売り上げに対して何%というのがあると思うんです。重富駅、富が重なるということで、一時有名になった入場券もございました。発売も結構売れました。肥薩線の一勝地駅ここなんかは1,000枚ぐらい売りたいです、今のこの時期に、受験のときに。そうして全般的に考えますと、錦江駅の無人化も、ある程度そちらのほうでカバーができるんじゃないかなと私は思うんです。重富駅で切符を販売した分を、人件費が結局JRから来るわけですから、その分を向こうに充てて錦江駅も切符を売ればいいわけですので、そうすると案外と思うような人件費は要らないんじゃないかなというふうに思うんです。そういったことも、ぜひ強くしていきながら、シルバー——こういうことで言うといけないんですけど——やっぱりプロセスを持った人員配置をしていただければというふうに思えます。

その一勝地駅なんかはJAが管轄をしておいて、町からの職員を臨時職員として雇ってやっています。鹿児島でいうと湯之元駅、それから東市来駅ですか、ここら辺も何十年と無人化していたんですけども、このごろから簡易委託ということで市のほうもやっているみたいですね。そういったことで

していただきたいと思います。

それから、錦江駅につきましては、今回、JR九州で277駅が無人駅になって、154の駅に名誉駅長をつけているんです、名誉駅長。これはどういうことかといいますと、もちろんボランティアです。ボランティアの中に、その駅周辺の、もちろん国鉄、JRのOBなんですけれども、そういったことを配置して、名誉駅長としてボランティアを駅管理してもらおうという。そのお礼に対しては、JR九州が委託年数に応じて旅行券がいただけるという制度もございますので、ぜひ、そういったところで錦江駅も無人化ではなくて、やはりそういった手だても考えながらしていただきたい。

そして、なおさら、あそこの駐車場ですか、同僚議員が発案でできたということで聞いているんですけども、今現在12台あって1台稼働しているということを聞いたんですけども、その整備についてはどういうふうにお考えになってらっしゃるのでしょうか。

**○建設部長（岩穴口弘行君）** 錦江駅前の駅前広場の整備でございます。現在、議員が申されましたとおり、1基だけ動いております。もう修理をしようにも部品がございませんで、だめになった機械の部品をとりながら修理をして使っているんですけども、今そのような状況でございます。この錦江駅前広場につきましては、平成24年度から改良の工事を行っているところでございまして、駐輪場あるいは駐車場というふうなもの、身障者用の駐車場を含めまして7区画設置するような計画をしているところでございます。

以上でございます。

**○22番（上村 親君）** ぜひ無人駅になってからということで、その周辺の、駅というのは顔になるわけですので、ぜひそういった点では注意をしていただければというふうに思っております。

先ほど言いました、部長のほうにお尋ねしました260万円と430万円のその利用の方法について説明を求めます。

**○企画部長（川原卓郎君）** お答えいたします。

実施計画と当初予算の金額の違いでございますが、答弁の中でございましたように8月に示されまして、そういった中で実施計画時点では、まだちょっと内容が、細かな委託内容などがはっきりしていない状況の中で、上限額というようなことで計上したところでございます。また、当初予算につきましては委託料、それから光熱費等で計上いたしました関係で、そこに差額が生じたところでございます。

以上です。

**○22番（上村 親君）** 朝日新聞に載っていた市長の談話の中で266万円は、この平成27年度計画事業費の430万円ですか、これに含まれるわけですか、含まれない。市長が朝日新聞の中で、JR重富駅無人化に伴う駅舎活用266万円って載っているんです。27年2月の14日の朝日新聞です。この266万円と、それからの実計の中の430万円、平成27年度分、合わせますと約700万ですよ。その266が27年の実計に入っているのか、入っていないのか、別なのかっていうのが、ちょっと聞きたいんですが。

○企画部次長兼商工観光課長（久保博文君） お答えをいたします。

今、その差につきましては部長のほうで答弁がございましたけれども、いわゆる実施計画を策定する時期と予算編成を行う時期、これには時間的な差があるわけがございます、いわゆる実施計画の段階では日置市の委託事例等々を参考にして計画額とさせていただきます。予算編成にあたりましては、受託の方向性を踏まえまして委託料の積算をしたところがございますので、議員、今お聞きの中に含まれるかというようなことにつきましては、計画額の中の予算額というような位置づけでご理解いただきたいと思います。

○2番（上村 親君） じゃあ、その活用方法について少しお話をさせていただきたいと思ひますし、また議論をさせていただきたいと思ひます。

企画部のほうでは観光面ということで非常に重きを置いていると思うんですが、私も同意見でございます。かつ観光案内所、これも併設してもいいのかなというふうに思ひますし、重富も駅周辺も非常に文化史跡のあるところでございます、特に白銀坂、布引の滝、それからなぎさ公園、それから窯元が2か所、いろいろ数えたら切りがないんですが、そういったところの観光名所の案内、それから駅舎の中を——今後また受託契約によってどうなるかわかりませんが——あの事務所なんか、我々も出入りするんです、結構広いんです。約10畳以上ぐらいあると思うんです。今の券売機を少し移動させたら、あそこから出入りができると思うんです。ですから、地域住民の憩いの場、あるいはまた喫茶店ぐらいのスペースは十分とれます。そういったところに、まずこの430万円、それ以上にかかってもいいと思うんです、絶対取り返します。ですから、そういった思い切った利用活用ですか、そういったことには投資をしても構わないなと思ひております。

それから、物産館も、山形屋があそこへ建設計画ですけども、身近に白金酒造の販売元もございまして、そういった点では先ほど言ひました窯元もありますし、そういった製品とか品物を置けば、多分お客さんのほうもいっぱい来られるんじゃないかなと思ひております。

あわせて、先ほど同僚議員が過疎の集落の話もしましたが、重富駅周辺、非常にもう寂れております。あそこでたばこを買うのにどこまで行くと思ひますか。ニシムタまで行かないとないんです。お店もございませぬ。ですから、ニシムタが近場の地域住民の一番の憩いの場というか、買い物が一番近いところになっているんですけども、ぜひ、そういった点でも、あそこをとにかく駅周辺の活性化という意味で考えながら奥深い視点に立って、重富駅周辺、それから脇元、旧10号線沿いの活性化につなげていただければなというふうに思ひます。

それから、最後になりますけども、教育委員会のほうにちょっと答弁がございましたが、運動公園の6番目の質問なんですけども、事例を申し上げて大変申しわけないんですけども、先ほど市長のほうで、テニスコートの大会が、こけら落としじゃなかったんですけどもあったと思うんです。その中で市長も行かれたと思うんです。挨拶もされたということで新聞誌上にも載ってました。その利用者の方が、こうおっしゃいました。上村さん、非常にコートもきれいになったよね、見違えるようになったと。ところが、ネットが白いテープでつないであるんですね、こう。できたら、そのネットまで何かできなかったのかなというのが、それが一つあるんです。ですから、そこで関係機関とお客様のニーズをちゃんと把握しているのかというのは、そこだったんです。

ですから、全般に考えますと、その運動公園、体育館を含めて、野球場を含めて、全部含めてなんですけども、このハード面はこっちと、この上はこっち、すみ分けが、なかなか我々であつてもわ

かりにくいです。その現場同士でしょ、建設部、それから教育委員会のほう、このすみ分けを、我々議会としても市民にしても、どういった形で我々は判断すればいいのかっていうのを、それぞれのお立場で少しお示しいただければなというように思うんですが、いかがでしょうか。

○**教育部長（小野 実君）** お答えいたします。

まず、教育委員会としましては、全ての体育館、総合運動公園、それから蒲生、すべての体育施設を始良スポーツのほうへ指定管理しておりますので、その中の運動器具の備品等については教育委員会のほうで、特に総合運動公園のトレーニングジムがありますので、その中のいろんな備品器具については教育委員会のほうで全て対応する形をとっております。そして、施設面に関しては、先ほど言いました土木のほうでお願いする形をとっておりますので、先ほど言われましたテニスコートのネットのカバーの件、これについては要望もありまして、それから始良スポーツのほうからも要望は来ております。ただ、26年度予算がなかなか難しかったものですから、27年度の体育施設備品購入事業というのがございますので、その中で対応したいと考えております。そういう形で今、両方の連携をとっている状況でございます。

○**2番（上村 親君）** もう最後になりますけども、そういった点で非常にわかりづらいところで、これは何か一本化できないんですか。例えば、こういう施設が欲しい、こういう器具が欲しいというところで、土木都市計画のほうじゃなくて教育委員会のほうがいいのか、そこの辺とはどうなりますか。例えば、先ほど言いました施設の面の器具備品は教育なんですよということなんですけども、ただ多目的広場のほうは、今、人工芝の補助申請とか、そういった点は、今度は都市計画になるわけでしょ。そこら辺がどうもなんか。じゃあ、例えばサッカーをやるとして、コート面は人工芝で都市計画がやる、今度はサッカーコートとか何とかは教育部なんですか。申請者、あるいはまた利用団体としては、両方にそういう申請書を出さないといけないということになるんじゃないですか。そこら辺、どうなりますか。

○**建設部長（岩穴口弘行君）** 施設の管理といたしますか、物の管理は建設部のほうでいたします。先ほど教育部長が申しましたように、総合運動公園、蒲生の体育館などは始良スポーツクラブが指定管理を受けてますので、そこにかかわる備品関係というのは教育委員会というようなすみ分けというふうに考えていただければというふうに思います。

○**2番（上村 親君）** やっぱり、ちょっとそこがわからないんですけど。要するに、市民の方々がそういった要望出たときに、関係機関がきちんと協議をして、そのニーズに沿って問題解決をしていただければ、もう何も言うことはございませんので、その関係機関を緊密に保っていただければというふうに要望して、私の質問を終わります。

○**議長（湯之原一郎君）** これで上村親議員の一般質問を終わります。ここでしばらく休憩します。10分程度とします。

（午前10時57分休憩）



○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時07分開議）

○議長（湯之原一郎君） 一般質問を続けます。

1 番、峯下洋議員の発言を許します。

○1 番（峯下 洋君） 登 壇

皆様こんにちは。午前中最後の質問者になりました。峯下洋と申します。どうぞよろしくお願いたします。

質問事項 1、犯罪の低年齢化への対策について。

要旨、最近13歳の男児が集団で暴行され亡くなるという悲惨な出来事があった。子や孫を持つ身としては、いたたまれない心境である。親御さんの気持ちを考えると憤りを感じる。

現在始良市では、幸いなことにこのような事件は聞いた覚えがない、まことにありがたいことである。今後ともこのようなことが起きないようにどのような対策を行っていくつもりか伺います。

質問 2、空き家対策について。

空き家が各地区で増加の一途をたどっている。市の対策の一つとして空き家バンク制度を昨年からは行っているが、その成果並びに現在状況を伺います。

質問事項 3、コミュニティ協議会について。

要旨、現在各校区で校区コミュニティ協議会の準備委員会を立ち上げ、平成27年4月の設立に向けて鋭意努力しているが、今こそ市の職員の力の見せどころと考えるが、具体的な対処方法を伺います。

質問事項 4、生ごみステーションの確保について。

要旨 1、現在、生ごみステーションとしての場所を提供いただいている土地が売却等のため、移動・撤去を余儀なくされている状況が発生している。市としてどのように対処するか伺います。

要旨 2、場所によっては、心ない人の分別不良で放置され、係の人がその都度分別・掃除したり、または家に持ちかえったりしている現状があるが、どのように受け止め対処していくか伺います。

あとは一般席から伺います。

○市長（笹山義弘君） 登 壇

峰下議員の御質問にお答えいたします。

1 問目の犯罪の低年齢化への対策についてのご質問にお答えいたします。

先月二十日に神奈川県川崎市の河川敷で発生した悲惨な事件により、13歳の尊い命が失われたことは大変残念であり、痛恨の極みであると受けとめております。被害者に対し哀悼の意を表するとともに御遺族に対し、心よりお悔やみ申し上げます。

本市におきましては、地域安全パトロール隊や自主防犯パトロール隊の青色パトロール車により、月 4 回午後 7 時から 1 時間程度、少年犯罪を抑止する活動を行っております。

市といたしましては、今後も引き続き始良警察署と少年非行に関する情報を共有し、さらなる連携を図りながら地域安全パトロール隊などによる青少年の犯罪を抑止する活動に取り組んでいきたいと考えております。

次に、2 問目の空き家対策についてのご質問にお答えいたします。

空き家バンク制度については、ますます増加する空き家の利活用と地域の活性化を図ることを目的として、昨年4月からの運用を開始したところであります。

現在までの登録状況は、始良地区9件、加治木地区8件、蒲生地区1件で合計18件の空き家が登録されております。そのうちの8件が利用希望者との契約が成立をしており、その内訳としては、売買が4件、賃貸が4件となっております。

先進自治体と比較しますと、1年目の成果としては評価できる成果ではないかと考えているところであります。

今後も、市民への広報はもちろんのこと、特に市外に居住されている空き家の所有者に対するこの制度の周知徹底を図ってまいります。

次に、3問目のコミュニティ協議会についてのご質問にお答えいたします。

先の小山田議員の御質問にお答えいたしましたとおり、この校区コミュニティ協議会は、近年の少子高齢化や担い手不足、高度情報化の進展に伴う価値観やライフスタイルの多様化などさまざまな地域課題が今後一層深刻化するものと予想され、これらに対応していくための組織であります。

これらの地域課題を市民の方々の主体性により解決し、地域力を向上されることを基本構想に、現在の地域組織の役員を中心に構成された準備委員会の中で設立に向けた協議が進められております。

市といたしましても、昨年4月から市民と行政の協働のまちづくりを推進するために校区と行政のつなぎ役として校区担当職員制度を設け、各校区に2人ないし3人の担当職員を配置し、支援を行っているところであります。

平成26年度は協議会設立に向けての協議であったことから、校区ごとに資料作成や説明など市民の方々の自主性に配慮しながら支援を行ってまいりました。

今後も、行政情報の提供やまちづくりの助言、また地域からは地域の意見要望等の伝達や地域活動情報の提供等を通じて、行政と地域が協力し合う協働の仕組みが構築されればと考えております。

次に、4問目の生ごみステーションの確保についての1点目のご質問にお答えいたします。

建物やアパートの新築、土地の売却等による可燃物ステーションの新設、移設、廃止については、市一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例第7条の規定に基づき、自治会長が市長に届け出ることになっており、市も届出に基づき現場状況等の確認や調整を行っているところであります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

可燃物ステーションについては、当該自治会内において衛生的な維持管理など大変なご苦労があることは認識しております。

市といたしましては、不法投棄などのパトロールを行っており、またごみの分別不良や不法投棄については、内容物を確認し排出者が特定できた場合には、その都度文書で指導を行っているところであります。

以上で答弁を終わります。

○1番（峯下 洋君） 今、夜間のパトロールを1時間程度されているということでしたが、具体的にどの辺を回ってらっしゃるのか、また、何台ぐらいで回ってらっしゃるか、お聞きかせください。

○危機管理監（堀之内 勝君） お答えいたします。地域安全パトロールは1週間に1回程度1時間、海岸線とか公園、量販店の駐車場等の防犯パトロールを実施しております。

各地域に現在青パト車が22台ありまして、それぞれ交代で行っておりますので、1地域当たり2、3台程度でございます。

○1番(峯下 洋君) 1地域と申しますと校区単位なんですか。

○危機管理監(堀之内 勝君) 地域になおして加治木地域、始良地域、蒲生地域になります。

○1番(峯下 洋君) ということは3地区ということですね、旧町ということよろしいでしょうか。  
それで、今までパトロールされて、夜間に注意をするとか、捕導をするとかそういったことはあったでしょうか、過去に。

○危機管理監(堀之内 勝君) お答えいたします。地域安全パトロールの場合、そういう犯罪に近い状況を把握した場合は警察のほうへ通報するようになっております。  
また、あわせて交通安全のほうも行っており、歩行者に対して蛍光反射帯の配付をしたりもしております。  
以上です。

○1番(峯下 洋君) そういう実例があったかどうかをお答えください。

○危機管理監(堀之内 勝君) 今のところ、そのような事例はございませんでした。

○1番(峯下 洋君) 先般行われました13歳が亡くなったのは、河川敷だったですよ、パトロールの方なんかからここは危ないよとか、そういった報告とかは来てるんでしょうか。

○危機管理監(堀之内 勝君) お答えいたします。各地区ごとに防犯パトロールを実施した際、報告書のほうが危機管理監のほうへ提出されております。

○1番(峯下 洋君) 例えば報告があった場合に、警察のほうとか、市長のほうとかに連絡はしてらっしゃるんでしょうか。

○危機管理監(堀之内 勝君) お答えいたします。市長のほうへは報告しておりませんが、状況に応じては、始良警察署の方へは相談しております。  
以上でございます。

○1番(峯下 洋君) それでは教育長にお伺いしますが、こういう低年齢化をしている原因はどうか、考えられるか、お答えください。

○教育長(小倉寛恒君) よくマスコミなどで現在の少年犯罪の凶悪化とか低年齢化とかいうフレーズが使われますけれども、しかし実際は、少年犯罪は凶悪化も低年齢化もしていないんですね。

警察庁がまとめました少年犯罪の傾向というのがあります。

また、鹿児島県警が作成した少年犯罪の情勢というまとめもありますけども、いずれにしてもその中に記載されているのは、少年犯罪の凶悪化、低年齢化というのは触れてない、むしろ少年犯罪は減少しているという書かれ方をしている。ところが、中にこういった特異な事件が発生しますと、そういうふうにマスコミは捉えてしまうということはあると思います。

どういったところに原因があるということでもありますけれども、大人の目が、やはり一つは、少なくなっている、今回の場合もそうですけども、要するに核家族化、また、母子家庭、父子家庭そういった大人の規範意識をきちんと育てるという環境がなくなっているということ、それから核家族化によって身近な高齢者に触れることがなく、身近な近親者の死というものを触れることがない、だから死に対する不安感、恐怖感というものが一切なく育ってきているというのもございます。

また、愛情の伝え方、ほとんど犯罪少年というのは愛情不足から来る場合が多いわけですけど、親の愛情をしっかり受け止める、あるいはその親の愛情の伝え方というのはできていないということなどはあると思います。

さらに今の社会情勢の中で、自由というものが強調する教育というのが横行しているということで、やっぱり共同体としてのモラルというのが低下しているのではないかという気がします。

さらには、いろんなマスメディアの中で毎日何とか事件簿とかいうドラマがありますけども、ほとんど2人、3人殺害されている状況がありますね、ああいうものが日常的に子どもたちが見てしまう、あるいは濃厚な性描写の雑誌とかそういったものが横行しているというのが、やっぱり少年犯罪を助長する一つ要因となっているのではないかという気がいたします。

○1番(峯下 洋君) 確かにそういうマスメディアが極端に、あおるといいますか、そういう部分はたくさんあると思います。

最近ではテレビでやらないですが、「控えおろう」というのがありましたね、ちょっとど忘れしましたが、水戸黄門、水戸黄門は気持ちがいいですよ、やっぱり悪ことすりゃあやられるというのは、あれは続けていってほしいとつくづく思うわけですが、私が考えるに、夫婦仲がいいと子供がちゃんと何もしなくても育っていくということを聞いたことがありまして、やはり子供というのは親の後ろ姿を見て育つ、そしてまた親がやったような、思春期であれば自分がやったようなことをちゃんと子供は不思議なものでやってくれるそうでございます。

市長にお伺いいたします。一般社団法人家庭倫理の会というのをご存じでしょうか。

○市長(笹山義弘君) 存じております。

○1番(峯下 洋君) 参加をされたことがありますでしょうか。

先日3月1日に、法人会というのがあるんですが、そこがもう500回になったと、そこが毎週金曜日6時から7時まで、これは、企業の方、社長さんが集まってやってるんですけども、その中で職場の教養という本がありまして、それをほとんどの会社の方々は、誰か当番を決めて前に出てその1日1日を読んでいくんですよ、それで今日はこれについて頑張っていこうと心にとめて。そういうことを市役所のほうで朝礼はどのような形でされているのかお知らせください。

○総務部長（小川博文君） 朝礼の件でございますが、各部署それぞれの形態がございますので一律ではございませんが、例えば総務部の例で申し上げますと、総務部の館内、フロアそれぞれ課ごとに実施しております、その内容等も1日のそれぞれの業務の計画等の報告しているようでございます。

私も福祉部のほうにありましたので、福祉も非常に職員が多いわけですが、部署も離れているところも一堂に集まって全体の朝礼をしているというところもございます。

部署によって若干の違いがございます。

以上です。

○1番（峯下 洋君） 皆様にお伺いします。皆様じゃだめですね、今年見事定年を迎えられました方にちょっと質問させていただきたいんですが、今まではお仕事がいろいろと忙しかったんですが、これからはゆっくりなのか、もっと忙しくなるのかわかりませんが、奥さんも大事にさせていただきたいと思いますが、まず前のほうからといってよろしいでしょうかね、ここに同僚議員が持ってきてくださったのがあるんですが、教育部長が今度見事御勤めを終わられるということで、何か一言いただけますか。

○議長（湯之原一郎君） どういうことをお聞きになりたいんですか。

○1番（峯下 洋君） 夫婦仲よくできるかどうかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○教育部長（小野 実君） 私も子供が30超えましたので結婚して30年以上なりますけども、夫婦仲よくはやっているつもりでおりますけれども、いろいろ他人同士が一緒になったたわけですので、その中で協調しながら一緒に今のところやっております。

○議長（湯之原一郎君） 峯下議員、ちょっとお待ちください。（発言する者あり）

○1番（峯下 洋君） 言いたいことがいっぱいあったんですが、とりあえずは次にまいりたいと思います。

それでは2番目の空き家の件ですけれども、先ほど市長の答弁で、1年目にしてはよかったんじゃないかということをおっしゃいましたが、今、松原地区には、ちょうど先日のアイラビューですかね、あれに載ってましたが、ひまわりハウスというのがありますが、その件についてどのようにお考えでしょうか、市長にお伺いします。

○議長（湯之原一郎君） 峯下議員、続けてください。

○1番（峯下 洋君） こういう空き家対策としてみんなが集えるような場所、ひまわりハウス、NP  
○法人の方がやっています。

もちろん地域の人と一体になって、こういうのをもっともっとふやしていけたらいいなと思うんですが、それについて市のほうから援助とか、補助とかするお考えがありますか、お聞かせください。

○市長（笹山義弘君） 議員がおっしゃりたいことは、恐らく推測いたしますと、ひとり、独居老人がふえてきているという状況を憂えておられるんだと思います。

独居老人の世帯が鹿児島県は全国1多いと言われております。そういうことから、その対策ということは今後ますます重要になってこようというふうに思いますが、この介護福祉の基本理念というのは、住み慣れた地域で生きがいを持って安全、安心に暮らしていただくということが基本であろうというふうに思います。

そういう意味で、今後とも福祉行政についてはそのようなスタンスで取り組んでいくべきであろうというふうに考えます。

○1番（峯下 洋君） それについての補助とかは、考えられないのでしょうか。

今このLかごしまの方は、県の補助金で運営されているみたいなんですね、それが1年ということでは来年からはそれがなくなるんじゃないかと、ただしまだほかのところをずっと探してらっしゃるみたいで、そういう空き家、今、空き家に対しての補助があるんですけども、そういったことまでも、空き家のその何て言うんですかね、対策としてできるものなのかどうなのか、お聞かせください。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。空き家対策として、空き家の利活用というようなことで地域校区コミュニティ協議会が今回始まりますけども、そういった中で、そのような手立てと申しますか、そういった事業をされるというようなことに関しまして、今年までは企画提案型まちづくり事業ということで補助制度があったわけですけども、今年度でそれが終了ということですが、今後またそういった観点からも検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○1番（峯下 洋君） 提案なんですけど、今ほんと、先ほど市町のほうからいみじくも全国1位のその独居が多いということで、でしたよね、鹿児島県、鹿児島県なんですかね、まあ、1位になったということですよ。

それで私が、これはただの提案ですが、最近もちろんその独居老人、東京都か、シェアハウスというのがございますよね、若者のシェアハウス、ああいった形で、逆に今度は老人のシェアハウスというのが空き家をうまく活用しながらつくる方法をというか、そういったことはお考えになられませんか。

○総務部長（小川博文君） 空き家を活用してのということで、私も、最近マスコミ報道等でいろんな事例があるなというのを見させていただいているということですが、当然そういう高齢者問題ということで、本市にも有料老人ホーム等も、空き家を活用した老人ホーム等も出てきているところでございます。社会の現象としまして、今後そういう活用策については広がっていきますし、本市も取り組んでいかなければならないことではあるとは考えております。

以上です。

○1番（峯下 洋君） 続きまして、3番目のコミュニティのことで質問させていただきます。

先般、職員の加入率というんですか、調べさせていただきましたけども、ほとんどの方が自治会に

加入されていると。何でこのようなことを聞いたかと申しますと、鹿児島市内の職員のその自治会に加入率がすごく悪かったんですね、それで、我が市はどうなんだろうと思って伺いました。

そしたらもう90何%、99%でしたかね、ほとんどの方が自治会に入っているということで安心したわけですが、今、コミュニティ協議会を立ち上げてほんとに皆さんと一緒にやっていこうとしてますが、やはり一般の方はまだコミュニティ、先日もありましたが、何だろうというような感覚でいらっしゃるわけですね。

そこで私が思うのは、やはり市の職員たるものはその辺を十分に御存じだと思いますので、各地区に帰られたらぜひ積極的にその地域のリーダーとして頑張ってくださいと思います。

特に見事退職された方々は、少し時間があるのであればそちらのほうにも足を運んでいただいて、ほんとに推進力となって頑張ってくださいれば、始良市がもっともっとすばらしい市になるんじゃないかというふうに思っております。

その辺について、市長、退職の記念に皆様に言っておきたいこと、お願いすることがございますでしょうか。

**○市長（笹山義弘君）** 市役所に奉職いただく方々は各行政課題に長年取り組んでおられる、そういう意味で言いますと行政のプロの方々でありますので、そういう方々の英知をやはり帰っては、これは退職される方だけではなくて、職員についても、地域に帰ってはそういう役目をするようにということかねてからお願いをしているところではありますが、今後ともそういう姿勢で臨んでいきたいというふうに思います。

**○1番（峯下 洋君）** ある自治会長さんがおっしゃるには、例えば顔が見えないと、自分の自治会にどういう市の職員がいるのかわかんないと。それでその自治会長の提案だったんですが、何か行事に参加するとかそういったときに、その自治会長の印鑑を押してそれを市町に届けて見てもらったかどうかというような話もありました。

そういうことについてどのようにお考えでしょうか。できるかできないか。

**○総務部長（小川博文君）** お答えします。ただ今市長のほうからもございましたけれども、私ども職員は、常日ごろそういう地域の活性化ということについては、業務としてもやっておりますし、それぞれの自覚を持って地域の行事には参加せよということで指導もいただいて、ほとんどの職員がそういう心構えを持っているところでございますが、今、議員でございますように、一部そういうふうに思われる職員がいたとしたならば、それはあってはならないことでございますので、また強くそういうふうに指導してまいります。

とは申しまして、あくまでも自主性が大事でして、これが強制を伴うということになれば、また、ちょっといろいろと問題も出てこようかと思えます。

職につきましては、ただいま重なりますけれども市長が申しあげましたように、地域に帰ったらやっぱり地域の主役として活躍してもらえるように今後も指導していきたいと、そのように考えております。

以上です。

○1番(峯下 洋君) 今度、なぎさ小学校ができます。それで、あそこで体育館を利用させていただくような形になるんですけれども、今10時までですよ、体育館の開放されているのが、なんです。それで、延長してもらえないかという話があるんですけども、と申しますのは、今体育振興会というのはなくなったわけなんですけども、それで日曜日なんかは、行事をしたいと思ってもなかなか集まってくれないと、あるところでは夜にそういうスポーツ大会とかいうことをやってらっしゃりたいなんです。

それで、今度新しいコミュニティができた場合に、手始めとして夜にそういったバレー大会とかやりたいと考えているわけなんですけども、そうすると、お勤めから帰ってきてとかなるとちょっと時間が押してしまう可能性があるんですけども、それで、もしよろしければ特例といいますか、30分延長とかそういうことができるものなのかどうかお尋ねいたします。

○教育部次長兼学校教育課長(上田橋 誠君) お答えします。松原なぎさ小学校の学校開放につきましては、まだ学校開放委員会というものが立ち上がっておりません、今いろいろなことについて早急に準備を整えている段階なんですけども、実はまだ子どもたち自身も入っておりません、学校開放についてはしばらくの間、時間を置いてから開放委員会をしっかりと設立して、地域の方々と連携を図りながら開放の準備について話し合っていきたいものだと考えております。

ですから、解放委員会が立ち上がって6月末あるいは7月あたりからしっかりと準備をして規約を決めて開放にしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○1番(峯下 洋君) 申しわけございません、私の聞き方が悪かったんですが、例えば建昌校区とか、全ての校区単位の体育館のことを今言ったつもりだったんですが。

○教育長(小倉寛恒君) 学校開放に関してはそれぞれの学校で全て開放という形をとっておりますけれども、ただ時間については、今後のいろんな電気の使用料とかいろんな問題がありますので、今はその規定の中での取り扱いになっておりますので、そこについては、再度できるのかどうかは検討させていただきたいと、今のこの段階でできるかどうかという回答はちょっと難しいと思います。

○1番(峯下 洋君) 済いません、1番に戻ってもよろしいでしょうか。ちょっと聞くの忘れたのがあるんですが、よろしいでしょうか。

○議長(湯之原一郎君) はい、許します。

○1番(峯下 洋君) 一番大事なこと言うの忘れてました。子育てについて先ほどちょっと教育長からすばらしいご回答をいただいたんですが、先ほど申しました、「家庭倫理の会始良市」というところで教育委員会の後援をいただいてやっている事業があるのはご存じでしょうか、教育長。

○教育長(小倉寛恒君) 家庭倫理の会、いわゆる倫理研究会というのは、一般社団法人として社会教育事業とか文化事業とか取り組んでおられますので、後援申請があればそれは後援する形になってお



ります。

年間何百件という件数でありますので、それにあるかどうかというのは、私は今の段階ではお答えできません。

○1番(峯下 洋君) 今、市としても子育てのほうへ力を入れてらっしゃって、自分たちの始良市倫理の会でもそういう子育てのことについてやってるわけなんですね、それでぜひそういったのも活用させていただいて一緒にやっていけたら素晴らしい子が育つんじゃないかということをし述べます。

それで後援をしていただいた際に、教育委員長宛てにこういう何て言うんですかね、ありがとうございますじゃないけども報告というのを出してますので、霧島市の場合も後援をいただけてますが、あそこはちょっと受理されるんですけども、こちらは別にいらぬですよというようなことだったんです。だから今おっしゃったように何百という講演をされているのであれば、やはりどういったことをやったのかとかそういう報告書というのは受理されたほうがよろしいんじゃないかと思ひます、いかがでしょう。

○教育長(小倉寛恒君) この後援申請等は、かなりの数がいわゆる小中学校の体育連盟、高等学校の体育連盟、あるいは文化関係の連盟、こういったものが会場を借り上げ等に有利なように申請してくるという場合が多いわけですね。

それでそのすべての大会の概要を報告しなさいというのは、これは非常に膨大な数になってくるわけでありまして、現段階ではそういったものは始良市としては不要だということにしているところでございます。

○1番(峯下 洋君) ありがとうございます。4番目の生ごみの件でちょっとお伺ひしたいことがあるんですが、先般、ごみステーションの数を教えていただきました。それで、加治木、始良、蒲生全部入れまして、資源物のステーションが463、そして可燃物のステーションが1,686ということで回答いただきました。

ちなみに、何ていうんですかね、この回収にあたってはお金が発生しているわけですよ、それはどの程度の金額なのか、私もちょっと調べさせてもらったんですが、ほんとにそうだったのかちょっと教えていただきたいんですが。

○市民生活部次長兼生活環境課長(小田原 優君) ごみ収集の関連の費用につきましては、市全体で9億円程度ってことなんです、回収費用につきましては、それぞれ市内のほうに4地区地域を設けてまして3つの業者が収集・運搬を行っております。

収集・運搬経費としては、今、25年度は決算で出てますけど、これが1億9,600万でございます。

26年度についてはまだ集計中ですが、それを上回る額になるんじゃないかと考えています。

以上でございます。

○1番(峯下 洋君) その欄の中に運転管理業務委託料というのがちょっとあったんですが、これはごみ収集に関係がある金額なんでしょうか。

○市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君） 運転管理業務委託料は、これ、別物でございます。  
以上でございます。

○1番（峯下 洋君） 先ほども独居がふえているとかいう話があったんですが、今現在始良市では、  
大なんですかね、可燃物のごみが2種類しかないんですね。霧島市に行きましたら3種類ほど売っ  
てるんです。

それで、独居の方について生ごみは、そんなにたまらないと、それでちょっと大きいということな  
んで、1ランク小さい可燃物ごみ袋っていうんですか、黄色いごみ袋ですね、そういうのを始良市と  
してもおつくりになるお気持ちはないでしょうか。

○市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君） 以前、議会のほうでも一般質問がありましたとき  
に調べた資料が手元にあるんですが、霧島市のほうが確かに大・中・小でございます。

始良市のほうでは、黄色ですけど大と中なんです、サイズ的にはちょうど中間程度で済みます。

このごみ袋の種類をふやしますと、ごみ袋をつくる経費がありますが、その分がまた負担が大き  
くなるということですね、今現在のところ大と中ですね、この2つでいっております。

以上でございます。

○1番（峯下 洋君） 負担が大きくなるというのは、今家庭で買っていますよね、あれに補助が付い  
てるということなんでしょうか。

○市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君） ごみ袋に関しましては、中のほうが300万枚、年  
間に、それから小さい方が100万枚くらいなんです、これは新たにそれよりも小さい袋をつくると  
なりますとそれらが分けてしますから、1枚当たりの単価というのがどうしても上がってきます。

それから市のほうが、業者の方にお願ひしまして、購入する際、1枚当たり幾らというのがあ  
るんですが、これをごみ処理経費を上乗せした形で各店舗のほうでは販売しております。その分の負担  
というのが若干ふえるんでないかなと考えております。

○1番（峯下 洋君） それでは、その世帯がつていうことですよ、市民が負担がふえるというこ  
とでよろしんでしょうか。

○市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君） 市のほうが負担するわけなんです、世帯のほう  
ではございません、市のほうが負担する形となります。

以上でございます。

○1番（峯下 洋君） その収集に際して、地区によってその収集の方法が違いと申しますか、名前を  
書かなきゃいけないところと、書かなくてもいいよというようなところがあるように聞いた  
んですが、それは何ででしょうか。

○市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君） 合併後、始良市としてはごみ関係の行政につきましては、蒲生、始良、加治木それぞれのいろいろ習慣とかございましたので、それを統一に向けて時間をかけてしたところなんですけど、まだその統一化の途中ということところで、これにつきましては、始良市のほうに市の衛生協会という団体ございます。そちらのほうでごみ行政関係については話をしているんですが、これが蒲生と加治木と始良と3地区に自治会がございますけど、そちらのほうで今のごみ袋に名前を書くというこの方式というのは、ごみカレンダーのほうにも書いてありますけど、それを周知徹底するように、今回も次の自治会等で取り上げていただくようお願いしたところでございます。

○1番（峯下 洋君） ということは、これからはずっと名前が入ってなきゃだめだということになるわけですね。ちなみに私どものところでは、名前が書いてないと置いて行かれちゃうんですね、それで次の回収のときには持って行ってくださるみたいなんですけど、そこで、何で持って行ってくれんたろかかっておっしゃるわけですね、よそは書いてなくても、これから徹底されればいいんでしょうけれども、区長さんなりが行って残っているやつの名前を書いてとかいうことをされているみたいなんです。

だから、少しでも市民の方に負担がないように何かいい手だてがあればなと思うんですが、今3社がやっているということなんですけれども、おおむね旧加治木町と言っているんでしょうかね、あっち方面は岩掃さん、で、始良方面と蒲生ですか、始良衛生さんで、コウエイさんが若干入ってらっしゃるっちゃうことなんですけど、この金額が高いのか安いのかちょっとわかりませんが、人に言わせればとっていいのかな、もうちょっとふやして、競争させたら安くなるんじゃないのというようなことを聞いたことがあるんですが、いかがお考えでしょうか。

○市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君） ごみ収集関連の業者選定契約等につきましてはさまざまなお考えがあると思いますが、近隣市町の状況を見ますと、どこのほうも随意契約となっております。

その理由としては、特殊なものである、市民生活に影響があってはならないということで、ある程度の規模、ある程度の信頼性、実績その点が加味されて業者選定がされているわけなんですけど、これにつきましては過去判例等でも最高裁でも、ごみ収集の関係につきまして特殊な事例ということで、地方自治法の167条の随意契約に該当するということで出ていますので、本市でもそのような形で契約をしているところでございます。

以上でございます。

○1番（峯下 洋君） それは毎年更新ということなんですかね、了解です。

これは聞いた話なんですけど、聞いた話と言っているのかわかりませんが、聞いた話です。TVで言っていたんですが、TVで言っていた言っているのかわかりませんが、東京とかは、あんまりちゃんと分別してないようなことを聞くんですね、鹿児島市内もしてないと。何でこの、何でという言い方はどうかわかりませんが、ちっちゃいところが徹底的にやっていると、特に大隅が8年連続全国1位になったということが先日の新聞に載ってましたが、そこで市の職員が先頭になってやっているというような記事を目にしたんですけれども、それについてどのようなお考えでいらっしゃいます

でしょうか、市長。

○市長（笹山義弘君） ごみ行政に取り組むそれぞれの自治体、規模それから環境等によってもいろいろ変わってくるのではないかというふうに思います。

大隅地区が特に進まざるを得なかった背景には、焼却施設がないとかそういう背景がございます。

したがって、どうしても分別をして徹底してごみを減らさざるを得なかったのではないかと思っていますが、それには相当の労力がかかるということから、地域民といいますか、市民のご理解がなければできないことではないかというふうに思っております。

○1番（峯下 洋君） それで、だんだん年を重ねてくると分け方がうまくいかないんですね、例えば自分なんかにしても分け方がよくできないですね。先般、和田議員がこれは何ですかということでした。されど、ほんとに難しいですね。だから自分が思うに、ある程度ちゃんと分けてあったら持って行っていただけるようにしてもらいたいというのが最大のお願いと申しますか、じゃないと、年とって、ほんとに歩けない、歩けないというと語弊がありますが、足の悪い方なんかが目も乏しくなって分けるのがほんと大変で、ほんとに自分なんかの自治会でも問題になってるんですが、そういった方々のごみ出しとか、今、シルバーのほうでごみ出しが100円だったりとか、ちょっとしたことが幾らとか書いてありますが、ああいうふうに頼らざるを得ない事態がすぐそこに来ているような気がするんですね、だから、先ほどちょっと述べましたが、場所がなくなると、自治会で探せということなんですけれども、できればあなたの自治会の中に市の所有がどこどこありますよ、もしよかったらそこを使ってくださいというようなお考えはないでしょうか。

○市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君） 今お尋ねの件は可燃物ステーションの件だと思いますが、確かに可燃物ステーションは、皆さん生ごみとして出したりするんですけど、皆さんが使うところなんです、やっぱり自分の家の前があると困るというのが、その関係でいろいろトラブルがあるんですけど、市長の答弁のほうにもございましたように、地域のほうで自治会長さんたちが場所を選定して皆さんで決めて皆さんで納得されて申請するという形をとらせていただきます。

その際、なかなかやっぱり敷地等が適当な候補地がないときには市のほうに相談されますので、市のほうで市有地なり、それからそれに近いような用地、それから水路敷きの上を使うとか、そういったので、市のほうはできるだけ地域住民のほうの生活に影響がないような形で協力させていただいております。

以上でございます。

○1番（峯下 洋君） 自治会によっては毎年変わられる自治会長さんもいらっしゃるし、その辺まで何て言うんですかね、引継ぎができていくかどうか分かりませんが、本当に長たる者というのはどこも大変だと思うんですね、全責任がかぶってくるわけですから。それでそういった情報が事前にわかっているならば、お宅はここここは空き地になって、例えばその了解をとってごみは置けるよとかいうのがあれば、すごく探すほうとしてもありがたいし、その辺は、ぜひ市のほうでこういうところがありますよというふうに事前にお知らせしていただくとありがたいんじゃないかと思っております。

ごみというものはどうしても出るものですから。それこそ始良市は人口が増加してる、去年対比でとんとんぐらだったんですが、人口増とすれば減ったほうじゃないだろうかというような、その要請の回答が来てました。まさにその資源物ステーションが2つできましたよね、あれでほんとに大分助かってる部分があります。

うち松原のほうにも、元土改連ですね、跡地がすばらしい利用をさせていただいて多くの方がほんとに毎週なので助かっています。

あそこの奥の結構広いんですね、あれは借りてらっしゃるんでしょうか。

○議長（湯之原一郎君） ここで申し上げます。残り時間が9分ですので、このまま一般質問を続けます。答弁をお願いします。市民生活部次長。

○市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君） 土改連の土地につきましては、土改連のほうから市のほうが借りております。

○1番（峯下 洋君） 全面ですか。

○市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君） 全区画一つの敷地になってますけど、奥の方まで使うこともございますので借りております。

○1番（峯下 洋君） あの奥の土地を、例えばあそこ住民でお借りすることって可能なんでしょうか。

○市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君） お答えします。以前地区の子ども会かなんかで行事で使った経緯があると思いますが、そういった形で、状況によっては資源物ステーションではなくてほかの使用のほうもされているようでございます。

以上でございます。

○1番（峯下 洋君） 間もなく12時なので、これで質問を終わらせていただきます。

○議長（湯之原一郎君） これで峯下洋議員の一般質問を終わります。これでしばらく休憩します。午後からの会議は、1時10分から開きます。

（午後0時00分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後1時07分開議）

○議長（湯之原一郎君） 一般質問を続けます。

14番、堀広子議員の発言を許します。

○14番（堀 広子君） 登壇

皆さん、お疲れさまです。お昼のお食事が終わった後で、少し眠気が入ってくるかと思いますが、できるだけ大きな声を出すように努力いたしますので、よろしくお願いいたします。

私は、通告しておりました農業問題と国保問題について、2問について質問いたします。

まず、農業・農協改革についてでございますが、先月、安倍総理は、市場を意識した競争力ある農業を実現していかなければならない。また、意欲ある担い手と地域農協が力を合わせ、創意工夫を發揮しブランド化や海外展開を図って生きる体制に移行していくと述べて、農協、農業委員会、農業生産法人の3つの改革を一体的に行うと決定いたしました。政府は強い農業をつくるために、今、国会で改革案を提案する運びとなっております。

改革案は、農協の組織を実質的な解体に追い込み、農業と農村の危機に一層の拍車をかけるものとなっております。全国農業協同組合中央会、いわゆる全中ですが、中央会は農協法から外され、5年をめどに一般社団法人化され、公認会計士による監査を義務づけられます。また、経済農業協同組合連合会、これは全農、連合会へは株式会社化が提起され、農業生産法人の見直しも一体で進められます。

3つ目には、農業委員会は首長の任命制になって委員数が半減されます。このように農協改革がもたらす地域や農業への影響をどのように考えるかお伺いするものです。

次に、T P P、農協改革です。農協改革は、環太平洋連携協定、T P Pに対する反対運動してきた団体を弱体化させる狙いもあると考えますが、どのようにお考えかお伺いするものであります。

次に、2問目の国保問題です。国民健康保険について質問いたします。

住民の支払い能力をはるかに超える国保税が全国各地で問題になっております。高すぎる国保税を完納できない滞納世帯は、加入世帯の約2割に上り、滞納制裁として保険証を取り上げられた生活困窮者が医者にかかれず重症化、死亡したり、生計費を押さえられた滞納者が餓死や自殺に追い込まれるなどの事件も多発しております。国保の財政を危機に追いやっている要因は、加入者の所得減、貧困化であります。

かつて、国保加入者の多くは、自営業者と農林漁業者でありましたが、今では、国保世帯主の43%が年金生活者です。また、35%は非正規労働者となっております。年齢構成が高く、低所得者層が多く、医療費水準も高いという構造的問題があります。国保の加入世帯の平均所得は、1991年の260万円から2010年度は145万円と激減しております。加入者が貧困化しているのに、保険料が上がり続けるのは滞納がふえるのは当然であります。国保制度の抜本的改革が必要です。

国において、2015年度から、低所得者対策として自治体へ財政の支援を行うとしております。始良市におきまして、今年度で期限が切れる特例措置を継続し、さらに国保税の軽減を図れないかお伺いいたします。

次に、国保の広域化についてお尋ねいたします。

政府が示した医療保険制度改革法案に基づき、市町村が運営する国保の財政運営が2018年度から県に移す国民健康保険の県単位化が進められております。しかし、広域化は、さきにも述べました構造的な問題、年齢構成が高く低所得者層が多く医療費水準も高い、を解決するどころか国保の崩壊へとつながります。

その理由の1つは、国の責任放棄であります。全国では、都道府県単位化が出されて以降、国保負担の削減で都道府県を中心に、国保における地方負担は増加の一途をたどっております。国民健康保険制度は社会保障制度として確立された制度であり、これを維持する点で、国が制度設計や財政運営

に責任を持つべきであります。広域化は、その責任転嫁であります。

2つ目の理由は、国保財政問題が現状以上に悪化するということです。県による国保料の統一と財政運営で、市の一般会計からの繰り入れは行われなくなる可能性があります。その結果、大幅な国保料の引き上げとなります。そして、協会健保との統合も見越し、国保料の年間上限額を93万円に段階的に引き上げることも検討されております。これらは、国保料のさらなる値上げや、徴収強化などにつながると思うが、どのように思うかお伺いするものです。

以上です。

#### ○市長（笹山義弘君） 登壇

堀議員のご質問にお答えいたします。

1 問目の農業・農協改革についての1点目のご質問にお答えいたします。

農協改革は全国農業協同組合中央会による農協の会計監査と業務監査を廃止し、会計監査は公認会計士による監査を義務づけることや、全国農業協同組合中央会を一般社団法人に移行しようとするものなどと報道されております。農協改革については、いろいろと議論があるようですが、基本的には農家を守ることや農家所得の低下を招かないことと考えております。市といたしましては、今後も農家の育成と経営安定に努めてまいります。

2点目のご質問にお答えいたします。

環太平洋連携協定と反対運動をしてきた団体との関係については、私が申し上げる立場にないところであります。

次に、2問目の国保問題についての、1点目のご質問にお答えいたします。

国民健康保険は被保険者の年齢が高く、低所得者が多いといった課題を抱えており、慢性的な赤字構造となっております。また、増嵩する医療費に加え、後期高齢者支援金と介護納付金といった義務的経費の増加などの影響により、予断を許さない財政運営が続くと予想しております。

このような状況から平成27年度の予算におきましても、一般会計からの法定外繰り入れをお願いすることとしております。なお、平成28年度以降については、本年度中に被保険者の負担のあり方や一般会計からの法定外繰り入れのあり方を含めた検討が必要であると考えております。具体的には、今年度の決算状況を踏まえ、国民健康保険運営協議会に諮りながら、お示ししてまいりたいと考えております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

政府は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案に、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等を図るため、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営について中心的な役割を担うことなどを盛り込むこととしております。また、都道府県は国民健康保険事業に関する費用に充てるため、条例で、年度ごとに市町村から国民健康保険事業費納付金を徴収することや、毎年度、市町村ごとの保険料率の標準的な水準をあらわす標準保険料率等を算定することなども盛り込むこととしていますが、今のところその詳細については示されておきませんので、今後ともこれらの情報を注視してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

#### ○14番（堀 広子君） 農業・農協改革についてお尋ねをしていきます。

これまで行われておりました全中による監査は、財政状況を見るだけでなく相互扶助を目的とする協同組合として適切な業務を行っているかについても見る、会計と業務一体型でございました。この一般の監査法人が協同組合の目的を理解した上での会計と業務一体型の監査を行うことは、非常に難しいと思うわけであります。それどころか、公認会計士による監査は、利益確保を基準としたものですから、営農指導など採算のとれない部門は、評価されず切り捨てられる懸念も出てくるかと思いますが、営農指導がどのようになっていくとお考えでしょうか。きちんと守られるものでしょうか、お尋ねいたします。

○農林水産部次長兼農政課長（日高 朗君） お答えいたします。

農協の改革は、今、先ほど、市長のほうから答弁がありましたけれども、今、そのことしか新聞報道でなされているところがございます。営農指導につきましては、農協は農業生産力の増進とか農業者の経済的、社会的地位の向上を図るといったようなことが書いてありますので、このことは我々としましては、農家の指導は、やはり両立していただきたいと、このように思っているところでございます。

○14番（堀 広子君） 営農指導する全中が切り離されていくということは、営農指導ができなくなるんじゃないかと思えますけれども、市といたしましては、その農協との関係でどのような連携をとってこれからいかれるおつもりでしょうか。まさに、この技術とかそういったのを指導する営農指導部が外されていくということになろうかと思えますけど。

○農林水産部次長兼農政課長（日高 朗君） お答えいたします。

現在も地域農業と一緒にしながら、いろいろな畜産あるいは野菜の営農指導といったものを行っておりますので、今回の改正によってどのようになるのかわかりませんが、やはり今後も地域農協とは一体となりながら、営農指導に心がけていきたいとこういうふうには思っているところでございます。

以上でございます。

○14番（堀 広子君） 公認会計士による監査になりますと、やはり利益を確保するというところから外されていくと、評価されなくなるので、そちらには回らなくという現実が出てきようかと思うわけなんです。だから、この点をお尋ねしたところであります。では、そうじゃなくて、地域で何とかやっていけるんだということでもございましたけれども、またはっきりしたことがわかりましたら協議していただきたいと思えます。

全農の問題でございますが、農業生産法人の見直しは農地制度の根本にかかわる改正であります。戦後の農地制度は、農地の所有や利用は、みずから耕作に従事する者を原則にし、法人にはその原則が保たれる場合に限り認められてまいりました。これは、これまでです。それを、担保いわゆる保障をするために出資や役員などの要件を厳格に定めてきたのでありますが、今回の改正で地域外企業による農業生産法人の支配が容易になります。企業の農地所有を実質的な自由化に近づけて、財界が望んできた競争力一辺倒の農業への道を開くものではないかと思えますが、いかがお考えでしょうか。



また、全農が株式会社化されれば、独占禁止法の適用除外がなくなるために、全国的な農産物の共同販売や資材の共同購入が困難になると、こういうことが予想されます。このことで、単協への利益をどのようにお考えなのかお伺いいたします。それと、購買、販売部門が独立採算で経営が成り立つと思うか。

○議長（湯之原一郎君） 堀議員、一問一答でお願いします。

○14番（堀 広子君） 単協の影響のほうからお願いいたします。

○農林水産部長（安藤政司君） 次長の答弁、市長答弁にもありましたように、その中身がわかりませんので、単協にどう影響してくるかということまでは、その改革の、どういう改革でどういうふうになっていくというその仕組みが、仕組みと申しますか、その中身がわからないので答弁のしようがないところであります。申し上げておりますとおり、その農協の中で、物流、それがどういう流れになっていくのかは、その法案が出てこない、私どもとしても答弁のしようがないところであります。

○14番（堀 広子君） これは、単協への影響がかなり出てくるということは明らかでございます。では、購買、販売部門が独立採算で経営が成り立っていくのかどうかということは、原材料の関係からいかがですか。

○農林水産部長（安藤政司君） その点につきましては、JAさん、農協のほうで考えられることではないかと思えます。行政が、その流れの中でどうこうできるものでもないかと思えます。

○14番（堀 広子君） そう言われると、農協改革そのものは、私たちの行政には関係ないというふうに聞こえてならないのですが、私はそうは思いません。国が示す農協改革が地域の農家、農業に与える影響というのがどうなのかということから出てくる問題なので、やはり、農家の人たちを守る立場に立つ農政、農業委員会、農政は、この農協改革に対して真剣に取り組む姿勢が必要ではないかと思えます。国が示されている範囲の中での問題点として質問しているところなんですけれども、明らかにはっきりとした細かいところまでは示されておられませんけれど、大筋、今月の3月の多分の中ごろに出されて、3月の末には決定ということですので、これまで出されている案は、骨格は、全てそのまま通っていくかと思えます。だから、農家の方々に影響があるからこそ、市民の皆さんに影響があるからこそ、私は質問しているところであります。そういう意味では、少し悲しい思いがいたしますけれども、また、次回の質問に、この件はお尋ねすることにいたします。

では、農業委員会の件についてでございますが、農業委員の数が半分になるということでございますけれども、農家の方々には何も影響がないでしょうか。

○農業委員会事務局長（海老原経記君） ただいまのご質問ですけれども、本来であれば農業委員会の会長が答弁すべきところでございますが、あらかじめ会長の許可を得ておりますので、事務局長の海老原のほうで答弁をさせていただきます。

農業委員会改革についての、委員定数削減についての影響はどうかというようなご質問だと思いますが、まず、今回の改正によりまして、選出の方法について変わります。これまでの公選の制度が廃止されまして、あらかじめ地域から委員候補者として推薦される者、もしくは募集に応じた者を議会の同意を得て、市長が任命する方法に変わってまいります。具体的な方法等は、まだ示されておりませんが、地域から認定農業者などの農業委員候補者としてふさわしい方が推薦され、また、市長の任命する方として上がってくると思います。そういうことによって、農業に適した方が対象者として選ばれてくるものと思います。

また、農業委員の定数が現在の半分程度に削減されることにつきましては、新たに仮称でございますけれども、農地利用最適化推進委員という制度が創設されることになるようでございます。この推進委員の定数を人農地プランの作成単位となる地域の数などを踏まえて条例で定めるということにしておりますので、農業委員の定数が減った分につきましては、この推進委員のメンバーで補えるものではないかと考えております。このことから、定数削減による大きな影響というものは、さほどないんじゃないかと思っております。ただ、現時点では、どの程度の定数になるかまだ決まっておりますので、今後の動向を注視してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○14番(堀 広子君) 推進委員がいるので、さほど差し支えがないというご答弁でございましたが、この推進委員の方々というのはどういうお仕事をされるのでしょうか。

○農業委員会事務局長(海老原経記君) ご質問の最適化推進委員でございますけれども、農業委員会が定める区域ごとに推進委員候補者の推薦を求め、また募集を行いまして、農業委員会が委嘱することになります。また、この推進委員というのは、農業委員と兼ねることはできないということになっております。

農地利用最適化推進委員の主な業務の内容といたしましては、農地として利用すべき土地の農業上の利用や確保、農地の利用の効率化及び高度化の促進を行うこととしており、農業委員会に出席して意見を述べるができることとしております。また、推進委員の定数は、先ほど申しましたように、人農地プランの作成単位となる数を酌しながら決めていかれるということになると思います。

以上でございます。

○14番(堀 広子君) 農業委員会農業委員を兼ねることができないとなっております。そしたら、今の適正化促進推進委員、この人たちのお仕事というのは農業委員がする仕事とは全く、違いはどこでしょうか。

○農業委員会事務局長(海老原経記君) 違いというものはさほどございませんけれども、やはり農家と身近にいる存在でありまして、相談を受けたり現地を見たり、そういった作業は農業委員とほとんど変わらないと、大きく変わる場所は今までなかった制度でございまして、いわゆる農業委員が定数が減った分をこの人たちがその委員にかかわって業務を代行していくというようなふうになるかと思っております。

以上でございます。

○14番(堀 広子君) すみません、何回もお尋ねしますが、この推進委員の方々の、お仕事の内容を、もう一回教えてください。

○農業委員会事務局長(海老原経記君) 推進委員の業務の内容としましては、先ほど申しましたように、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、これは当然、条件の設定ですとか、そういった通常のいろんな相談ごとにも入ってくると思います。それとあと、農地の利用の効率化や高度化の促進を行うこととしております。こういったことも、今現在、農業委員が活動している中の業務に含まれておりまして、定数が減った分、こういったことに支障が生じないようにということで最適化推進委員が充てられるというふうに理解しております。

○14番(堀 広子君) そうだとしましたら、なぜこの推進委員がいるのかなと、農業委員を減らす必要がないんじゃないかなと、内容的に変わらないのであればです。どっかが違うはずだと思うわけです。そういう意味では、農地が利用できる、効率化ということが言われましたけれど、農地の効率化というのは、効率のいいところの農地を推進するためにということですか。よくわからないのですが、そういう意味で推進委員を今回新たにつくるということになりますと、この推進委員の人たちってというのは、その地域の中から選ばれるんですか。

○農業委員会事務局長(海老原経記君) 地域から選ばれる方でございまして、選ばれる範囲としましては、人農地プランを組織する中から選ばれてくるものと思います。  
以上です。

○14番(堀 広子君) 少し理解ができないところなんですけど、大体、農業委員と同じような仕事をするけれども、利用推進という言葉が使われておりますので、だから、農地のための効率化を求めるのを推進するために置かれるということですよ。はい、そういうふうに理解いたしますが、それに農業委員が、先ほど、話はちょっと別にならざるを得ない。変わります。先ほど、湯元議員が質問されました小集落の、中山間地の問題です。あれ、質問をお聞きしたときに思ったんですけども、やっぱりこの地元の人たちの切実な声、いわゆる農業の人たちってというのは地域に密着して、地域のことが一番よくわかる人たちだと思うんです。それが、この推進委員、なぜ推進委員の人たちはどこの、私は推進委員の人たちはどこの方ですかと聞いたのは、農業委員の人たちが地域に密着した人たちだということを言いたかったんです。だから、こういう地域の農地のことが一番わかる農業委員の方々が半分になるということは、先ほど湯元議員が言われましたようなことを、声として吸い上げて届けることができなくなるということを懸念するものですから、農業委員の半減、半分にするということはやっぱり声が届かなくなるし、先ほど言われましたように耕作放棄地、中山間地の耕作放棄がふえて、結果的には自給率も低下していくということになるんじゃないかなと思ったんですけども、その点はどう様にお考えですか。まあ、市長がしっかりと中山間地の対策として、取り組みますという前向きな姿勢がありましたので、その地域に、また始良市では、そこはおろそかにならないということで、大変心強く思ったところなんですけれども、この法律そのものはそういうことが含まれているんじゃないかということでお尋ねしますが、いかがですか。

○農業委員会事務局長（海老原経記君） この最適化推進委員と申しますのは、先ほど申しましたように、いわゆる農業委員が定数が減る、減ったところを補うために国が定めようとしているものでございまして、やはり人農地プランというのは、やっぱり農業委員と同様に地元が一番近い組織だと思います。その中から、市長がいわゆる推薦もしくは募集を受けて、推進委員として上がってこられる方です。この推進委員の方々、このあと、農業委員の例えば総会の中で意見を述べることができるというふうになっております。ですから、ただ単に農家とやりとりをするだけではなくて、その中で出てきた、いわゆる農業の推進に関する事について農業委員会の総会で意見を述べることによって、農家といわゆる委員会との橋渡し役になるというふうに理解しております。

以上でございます。

○14番（堀 広子君） では、ご答弁で農協改革は、基本的には農家を守ること、そして農家の所得の低下を招かないことと考えているというご答弁でございました。

今回の農協改革がどういうものなのかということなんですが、農協改革が、安倍首相は、農家の所得をふやすために改革が必要だと言っておりますね。おりますけれども、どういう強い農業をつくって農家の所得増大につながるかということの説明はしていないんです、中身はです。それどころか、米価の暴落がこの間ずっと続いております。米に対する所得補償もぼっさり半減をしております。大規模経営者からもよく聞くんですけど、最近。私はJA始良の方々のところに行きまして、お話を聞いてみました。そしたら、おっしゃいました。本当にこれまで農家の方々のことを真剣に考えてこなかったのが、今回の農協改革が私たちにこのこと機会に前向きに真剣に考えている機会と捉えていますということもおっしゃっておられました。そういったことが一応ご紹介いたしましたけれども、やはりそういう意味では、今回の農協改革がどういった影響が農家の方々に影響があるかという視点で考えましたときに、今、申し上げましたように所得補償もぼっさり半減して大規模経営者からも所得向上どころか、赤字がどんどんふえていってると。赤字の倍増だ、所得倍増論の話もありましたけど、所得倍増どころか赤字の倍増だと。こういった声が出ているんです。

そして、また、円安と消費税増税による生産資材、飼料の値上がりなどで生産を続けられないという、こういった深刻な事態に安倍首相は背を向けている状況ではないでしょうか。そしてまた、政府は農協の事業を拡大して、強い農協をつくる、強い農協をつくと盛んに言われておりますが、農家の所得をふやすと強調しておりますけれども、実際にもたらされるのは、大多数の農協は信用共済事業の収益で営農指導を初め、販売、購買事業の赤字を補って経営を維持しております。信用共済事業を分離するという事ですから、そうすると多くが経営破たんし追い込まれて、販売事業なども成り立たなくなると、住民生活の基盤を壊すことになるということで、市民に与える農家の人たち、あるいは市民の皆さんに与える影響というのはかなり大きい影響が出てくるというふうには捉えているところですが、ご答弁では、農家の所得の低下を招かないと。今回の農業改革は、農家の所得の低下を招かないというふうにご答弁されていることに、私はそうじゃないと、農家の所得は減っていくんです。そして、また、これまでの自給率39%も、50%と国は目標を掲げておりますけれども、目標すら今まだ検討中だというふうにも言われております。そういう意味で、私は先ほどのご答弁に対して申し上げたいところがあります。

TPPの問題でございまして、ご答弁で環太平洋連携協定と反対運動している団体の関係について

は行政として物を言える立場ではないというご答弁でございました。そうなのかなと考えさせられたところでございますが、お尋ねいたします。

TPP協定参加による関税撤廃された場合の始良市の農業への影響が出てくると思いますが、重要品目、8品目になろうかと思いますが、サツマイモ、米、お茶葉と牛肉、乳製品、鶏肉、鶏卵こういったものかと思いますが、この重要品目で農業生産と関連産業、そして地域経済への影響額をどのくらいだと試算、始良市におきましては試算をされておられますか。

○農林水産部次長兼農政課長（日高 朗君） TPPの影響額ということでございますが、今、2年前の資料がございますので、お答えしたいと思いますが、今回の米の場合、大体影響額は3億7,700万円、それから牛肉で7億3,500万円、酪農牛、乳製品で2,300万円、豚肉で2億2,500万円、鶏肉で3億9,800万円ということでございます。それから、お茶とか砂糖とかサツマイモはちょっと計算ができないところでございます。そういったことで、おおよそ17億6,000万円ということで試算をしているところでございます。

以上でございます。

○14番（堀 広子君） 5品目ですか、17億6,000万円くらい、これは、農業生産だけの影響額ですか。だとしたら、関連産業、地域経済への影響額は試算されていらっしゃるのでしょうか。

○農林水産部次長兼農政課長（日高 朗君） そのことについては、資料がございませんので、またわかったときに報告させていただきたいと思えます。

○14番（堀 広子君） 17億6,000万円の影響が農業生産額として影響があるというご答弁でございました。

TPPの反対に大きな役割を果たしてきたのが、JA全中なんです。このJA全中というのは全国農業協同組合中央会。ここは、どういう仕事をするかという農家への営農指導、技術や情報を教えて知らせる機関でもあり、あるいは今言った政策的なことを申し出る。こういったお仕事をされているところかと把握しているところですが、このJA全中です、今ご答弁いただきました17億6,000万円の農業生産額、この農家に与える影響っていうのがこれだけあるわけなんです。だから、JA全中と関係、他団体とは関係がないということにはならないということをお申し述べておきます。

次に、国保の問題に入ります。

始良市の所得段階別の世帯数が200万円以下が、当局のほうに資料提出としてお尋ねいたしました数字です。これは26年の5月31日現在です。200万円以下が86%いらっしゃるんです、国保です。1人当たりの医療費は、これは25年度です。39万2,111円。これは、県下19市中、13番目の医療費の水準であります。1人当たりの調定額は8万5,175円で19市中、4番目に高い状況であります。

国において平成30年度から、県が財政運営の責任主体となって、安定的な財政運営や効率的事業の確保などの国保運営を中心的な役割を担う。そして、27年度から保険者支援制度の拡充を実施するなどの方針が出されております。県の国保税の平準化や財政の安定化を図るために、保険財政共同安定化事業が行われております。行われておりますというのが、今回の当初予算に、これが計上されておりました。前年度よりも11億という交付金が計上されていたところであります。これは、1件30万円

以上のレセプト、医療費です、レセプト1件1円以上が対象となることから、歳入の増加が見込まれるということでもあります。また、全面的には今後の人口構成の大きな流れによって、ゼロ歳から74歳の医療費総額は横ばいから減少へ進むとの予測も出されております。

このような状況から、全国的にも今回の国からの保険者支援制度の拡充とかいった施策が幾つか並べられておりますが、こういったことがあって引き下げを発表する自治体が出てるんです。始良市においては、基金と繰越金が3億8,000万円ございます。始良市でも、負担の軽減はできないのかなと思ひまして、質問をしたところでもあります。いかがですか。

○**市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君）** 来年度の平成27年度から平成30年度にかけて、移行期間に入るわけなんですけれども、それ等もあって、いろいろな財政支援等が少しずつ行われております。具体的な内容については、まだ国のほうに案として出されている状況で、決定ではございませんので、ここで確定したことは言えませんが、いろいろ発表がある中では、例えば、26年度行われました軽減世帯に対する拡充を行って1,700億円を支援すると、それから毎年29年度以降はまた3,400億円ということで、単純に割った場合1世帯当たり、1万円程度の軽減になるんじゃないかといった形で発表はされているようです。

以上でございます。

○**14番（堀 広子君）** そういう計画があるようですが、そのことを踏まえて負担の軽減はできないかということをお尋ねしているところです。

○**市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君）** 国保財政につきましては、まだ26年度決算が出ておりませんので、何ともいえませんが、それらを精査いたしまして、また一般財源等の繰入れが27年度1億1,000万ありますが、それらも含めて研究させていただきたいと思っております。

以上です。

○**14番（堀 広子君）** じゃあ、広域化のほうに移ります。すみません、戻りますが、負担軽減を求めましたけれども、今回は一般財源の繰入れを前年度と同じように継続されたということは、私は大変評価しているところございますので、申し添えておきます。

次に、広域化に入ります。

国保運営の広域化は、財政基盤の本当に強化となるのかなと思ひますけれども、この件についてはいかがでしょう。

○**市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君）** これは、後期高齢者の医療制度の導入のときも、財政基盤の安定化ということで、県を中心とした形での広域化というので、以前したことですが、昨今の市町村の国保運営の状況を見まして、そういった話が出たものだと思います。

今現在で、発表されていることにつきましては、県単位ということではあります。後期高齢者医療制度の内容とは若干異なるようで、あくまでも税率に関しましては、市町村ごとに標準税率というのが公表されて、それに基づいて設定されるというようなことが発表されております。これにつきましてはまだ、国のほうの状況が確定しておりませんので、状況推移を静観していくという立場でしか、

今のところは申し上げることはできませんので、よろしくお願いします。

○14番（堀 広子君） 県と市町村の役割は具体的にどのように変わっていくのでしょうか。

○市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君） まず、各市町村のほうにございました国保運営協議会、そういったものが都道府県のほうにも置かれる、設置されるということでございます。

それから、県のほうの役割としては、財政、基金造成を県のほうで行って、財政的に弱い市町村のほうへ基金の貸し付けを行うという、そういった県のほうでの業務を、役割になっております。市のほうでは、保険料の賦課徴収、これまでと変わらないのですが、標準保険料率を参考にして、賦課徴収を行うという形になっております。

それから、やはり今までどおり保健事業、レセプト点検とかいろいろ保健事業ですね、ジェネリックの関係とかそういった医療費を削減する自治体については、また別の支援制度とかそういったものがあるようですので、そういった形ですみ分けがなされているようでございます。

以上です。

○14番（堀 広子君） 市町村と県の役割をご説明いただきました。

市町村は県が定める分賦金を納付するということになるわけですね。

○市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君） 県のほうに医療給付費の見込みを立て、市町村ごとに納付金を、県のほうに市のほうから納めるということでございます。

○14番（堀 広子君） この分賦金方式って言われておりますが、この分賦金方式が実行された場合に、県が定める金額は100%が前提となっているようです。実際に100%徴収することができるのかなという心配がありますが、これは大変困難なことだと思います。多分、80%から90%かなと思うところなんです、この収納できなかった分は、市の一般会計からの繰入れ、それから、県に創設する基金からの借り入れなどで補填して、県に上納しなければならないというふうになっているようですが、それでも、そうですか。

○市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君） ただいまのご質問につきましては、担当課長に答弁させます。

○市民生活部保険年金課（松林洋一君） 保険年金課の松林と申します。

ただいまご質問があったのは、県が市町村ごとに市町村の所得水準とか年齢の割合とか高齢者が多いとかいったような、そのような特別事情等も勘案しながら市町村ごとに定めるということになっておりまして、そのパーセンテージについては、これまでの徴収率等を勘案しながら自治体の保険者の規模ごとに収納率が定められるといったようなことで聞いているところでございます。ただ、現段階では、その内容についてはっきりとしたことはまだ今からという形になろうかと思えます。

以上です。

○14番(堀 広子君) そのようになっているかと思います。その収納率の足りなかった分を上乗せして、ごめんなさい、ちょっと言葉がはっきりしない。保険料の100%納付するために保険料の賦課をすることになって、収納率が例えば80%だったとしますと、その20%分が20%分多い賦課総額にして保険料を計算するというふうになっているみたいであります。ですから、現在よりも多くなる、保険料が上がるということが想定されるんです。それ以外にやろうとしたら、例えば一般会計からの法定外繰入れか、県に創設する基金からの借り入れしかないわけなんですけれども、基金も創設するというふうに言っております。その基金からの借り入れしかないわけなんですけれども、基金から借りれば、あと返済分は次年度の保険料に上乗せせざるを得ずに、これも値上げしかない、値上げしかなくなりますというふうに書いてあるんですね。確かにそうなのかな。だとしたら、保険料は上がる、一般会計からの繰入れはできない保険料は上がるということに陥るんじゃないかと思いますがいかがですか。

○市民生活部保険年金課(松林洋一君) 今、情報として流れてきている部分では、県の標準設定のイメージという部分でしか、今、示されていないんですが、それによりますと、標準的な算定方式は3方式であろうと、それから、標準的な収納率については、被保険者の数によりまして収納率を定められるようでございますが、具体的に始良市の場合、1万人以上5万人未満ということになりますので、今、流れてきている情報の中では、92%といったような収納率で示されているようでございます。ただ、このイメージの中で考え方として示されていますのが、仮にこの示されている収納率より多く集まった場合、その場合については逆に次年度への保険料率の低く設定ができるのでといったようなことも記載されているようでございます。

以上です。

○14番(堀 広子君) まあ、まずそれはないと思います。だって、これまでも、国保税は本当に大変で、収納率対策に力を本当に入れてきたという経緯があるわけなんです。だから、収納率を高めるために大変な努力をされているということがあるわけなんです、100%以上超えることはないというふうに思います。そういう意味で下がるといいのですけれどもそうはならないと、大変困難になってくるということが言えて、保険料も値上げになるということが予想されます。

それから、これまでどおり市町村が独自に一般会計からの繰入れをやっておりましたけれども、この保険税軽減するための一般会計からの繰入れが可能でしょうか。

○市民生活部保険年金課(松林洋一君) 今後のことにつきましては、まだ詳細に示されていない部分がございますので、なかなかお答えづらいところではございますが、ただいま、こちらのほうでわかっている範囲では、改革により期待される効果というものの中に、都道府県が財政安定化基金を活用しつつ、給付に必要な費用を全額市町村に交付することにより、予期しない医療費の増加による財源不足、決算補填等目的の一般会計繰入れの必要性が解消することにつながるといったような記載がされているところでございます。

以上でございます。

○14番(堀 広子君) いわゆる一般会計からの繰入れはしなくてもいいようにするんだということ



にとるわけなんですけども、そうでしょうか。

○市民生活部保険年金課（松林洋一君） 今、国のほうから示されている部分については、そのような表記がなされているということですが、詳細につきましては、これから説明会等々で詳細の部分については示されていくだろうというふうに考えております。

以上です。

○14番（堀 広子君） 先ほど申し上げました一般会計からの繰入れ、これは、100%に満たなかった場合は一般会計から、収納率が100%に足りなかった場合を一般会計からの繰入れができるというふうになっておりまして、じゃあ、これまで一般会計の繰入れをしてこなかったところは逆に収納率が低くなると一般会計からの繰入れをせざるを得ないという現象になって、逆にそういった現象も出てくるのではないかと思いますかと思いますがどうでしょうか。

○議長（湯之原一郎君） 誰が答弁しますか。

○市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君） ただいまのご質問につきましては、始良市での国保財政の件ですので、他市町村のことについてどうのこうのということでは、この場ではちょっと控えさせていただきたいと思います。

○14番（堀 広子君） 確かに始良市は、一般会計からの繰入れをしております。だけれども、この100%を求めた場合には、一般会計からの繰入れを迫られるところも出てくるということの事態が起こり得るということをお尋ねしているところであります。

続けますが、国民健康保険の都道府県化、それから広域化は負担増、徴収強化という従来の路線を一層拡大して、国保本来の住民福祉としての機能を切り捨て、徹底した給付抑制に追い込むものにほかならないことをまず指摘しておきます。今でさえ高すぎる国保料のさらなる値上げや、取り立て、また機械的な制裁措置の結果、消えた国保加入者や保険者を大量に生み出して、国保制度そのものを崩壊させるのではないのでしょうか。

国民保険は社会保障制度であります。国民健康保険法第1条、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする、のこの趣旨をいま一度正しく理解した上で対応しなければならない問題であると重ねて指摘しておきます。

また、国保を持続可能な医療制度にするには広域化の名による保険者債権や被用者保険への負担転嫁など、小手先の対応ではない根本的な改革が必要だと思います。誰もが払える国保税となるよう相当額の国庫負担を実現するよう引き続き国に求めていくことが重要であります。滞納者の圧倒的多数は生活困窮者であり、収納対策は本来行政が貧困に苦しむ人を見つけ出し、親身に相談に乗り、減免処置や福祉制度を適用していく最初の窓口となり得るものであります。滞納者の締め上げではなくて、困窮者救済、貧困打開を第一義においた収納対策へ根本的に転換することを求めるものであります。

すみません、一問一答式でございましたが、先ほどのT P Pの問題で少し言いそびれたところがありますので、申し述べてよろしいでしょうか。

○議長（湯之原一郎君） 許可します。

○14番（堀 広子君） 現在、TPP交渉が最終段階になっているとの報道が流されております。安倍政権の前のめりな姿勢を見透かされて、アメリカに関税のさらなる引き下げを求められております。TPP交渉の大原則は、全ての物品が交渉の対象であり、関税と非関税障壁の撤廃です。一時的に関税率が担保されたとしても、原則である撤廃が求め続けられることは明らかです。いずれにしろTPPが締結されれば、米、牛肉、砂糖の輸入はふえ、酪農、小麦、牛肉の生産が大幅に減ることは避けられず、国内農業への打撃は甚大でしょう。

TPPはこの国の形を変える大問題として農業だけでなく、医療中小企業関係者などが一体となって反対運動を広げてまいりました。運動の中心的役割を果たしてきたのが、国レベルではJA全中、県レベルでは県中央会です。ことし1月の佐賀県知事選では、県の農協が与党に対抗したために与党候補が敗北しました。TPP交渉に積極的推進姿勢の安倍政権が、今回の農協改革の中心に据えたのはJA全中の位置づけを農協法から分離し一般社団法人化し、新たに監査法人を設立し、農協監査を公認会計士監査との選択制とし、地域農協への監査権や指導の権限を弱める。また、都道府県中央会は、農協法に規定された連合会へ移行するというものであります。

安倍首相は国会での施政方針演説で、農協改革について、今回のJA全中の監査権限の撤回が農産物のブランド化や海外展開による所得増につながると述べましたが、なぜそうなるのか具体的に示されておりません。TPPで企業がもうかれればいずれは農業者におこぼれが回ってくるというトリクルダウン理論ではむしろ農業者を減少させ、国内農業の衰退に拍車がかかることでしょう。結果として自給率は現状の39%、これはエネルギー換算からさらに下がることが予想されて、現在の自給率目標50%を下げることも政府では検討されております。今回の農業改革に対して、日本共産党は農家の経営が成り立たなくなっているのは、歴代政府の農政にこそ最大の原因があると考えます。政府のやるべきことは、農協をばらばらに潰すことではなく、自主的努力を応援することだと申し述べておきます。

以上です。

○議長（湯之原一郎君） これで、堀広子議員の一般質問を終わります。

○議長（湯之原一郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議はこれをもって**散会**とします。

なお、次の会議は3月18日午前9時から開きます。

(午後2時08分散会)